



第一部 総論 第一章

計画策定に
あたって

- 1 計画策定の趣旨・計画の役割
- 2 高千穂町の概要
- 3 町民意向の概要
- 4 社会潮流

1

計画策定の趣旨・計画の役割

(1) 計画策定の趣旨

本町では、平成23年度に策定した「第5次高千穂町総合長期計画」において、まちの将来像を『この町に生まれてよかった』『この町に住んでよかった』と実感できる理想の町づくり」と掲げ、まちづくりを進めてきました。

また、平成27年度に策定した「高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第1期）」では、「世界に誇る地域資源を活かした豊かな町づくり」をスローガンに、本町の目指す地方創生や人口減少対策を推進してきました。

第5次総合長期計画策定時においては、地方自治法の規定により、基本構想の策定が義務化されていましたが、地方分権改革の取組における法改正により、平成23年5月からその義務化が廃止され、基本構想（総合長期計画）の策定は自治体の任意となりました。

その策定は任意となったものの、総合長期計画は、町の総合的かつ計画的な行財政運営の指針を示すものであり、町民が安心・安全に暮らせる住みよいまちづくりの長期的な展望を示すものであるため、継続的に策定すべきものであるとの考え方から、令和3年度～令和12年度を計画期間とした「第6次高千穂町総合長期計画」を策定することとしました。

また、「高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第1期）」は、平成31年度（令和元年度）が計画終了年度でしたが、次期総合戦略を第6次総合長期計画の重点プロジェクトとして位置付けて策定することとしたため、第1期総合戦略の対象期間を、時点修正により1年延長して令和2年度までとし、第2期総合戦略は令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間として策定することとしました。

新たに策定する総合長期計画、総合戦略では、今後少子高齢化や過疎化がさらに進行すると予想される中において、人口減少に歯止めをかける方策を講じながら、町民の安心・安全で充実した暮らしを確保するとともに、高度情報化社会、環境共生社会、グローバル&ボーダレス社会、AI社会、Society5.0が実現する社会、SDGsへの取組など、目まぐるしく変化する現代社会にも即応し、将来にわたって町民が主役の持続可能なまちづくりを目指します。

(2) 計画策定の沿革

本町では、昭和46年度に「第1次高千穂町長期総合計画」を策定して以来、定期的に見直しを行いながら、継続的に計画を策定してきました。

■ 第1次高千穂町長期総合計画（昭和46年度～昭和55年度）

昭和44年の地方自治法の改正により、市町村はその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定めるよう規定されたため、本町においても、昭和45年度を基準年度とした「第1次高千穂町長期総合計画」を、昭和47年3月に策定しました。

第1次計画では、昭和60年度を基本構想の目標年度とし、**“健康で豊かな～そして～安全で快適な、地域社会の実現のために”**を計画の基本理念に掲げ、「交通通信施設整備の促進による地域社会の近代化」、「農林業生産基盤の充実、工場誘致の推進、観光産業の開発による産業の近代化」、「社会福祉施設、保健衛生施設の充実による住民生活の安定向上」、「教育施設を完備することによる創造性と根性ある人間形成」、「自然景観の保護造成、史跡、名勝、文化財等の保全と活用による全町公園化」を基本目標に定め、これからの町の発展、まちづくりの方向性を示しました。

■ 第2次高千穂町長期総合計画（昭和56年度～平成2年度）

第1次計画策定後、この計画に基づいた施策を推進していましたが、昭和48年のオイルショックに端を発し、高度経済社会時代から低成長期へと社会経済情勢が激変したことにより、エネルギー問題や食糧需給問題の深刻化、水田利用再編対策や木材価格の低迷、公害問題などが大きな社会問題になるなど、町民生活に大きな不安が生じたとともに、国家財政、地方財政ともにかつてない非常に厳しい状況となったため、より時代に即応したまちづくりを推進するため、第1次計画を見直し、昭和56年度から昭和65年度（平成2年度）を目標年次とした「第2次高千穂町長期総合計画」を、昭和55年11月に策定しました。

第2次計画では、第1次計画で定めた基本理念**“健康で豊かな～そして～安全で快適な、地域社会の実現のために”**を基調としながら、「地場産業の育成、働く場の確保、所得の向上による各種産業の振興」、「交通機関、道路整備等の充実による住民の利便性向上」、「予防医療の充実、医療施設の整備による住民の健康保持増進」、「福祉の充実による社会的弱者の幸福度の向上、生きがいの創出」、「学校教育、社会教育、文化活動の充実による人格やコミュニティの形成」を主要課題（目標）に定め、人間性の尊重、住民福祉の向上など生活の安定を最優先とした計画としました。

■ 第3次高千穂町総合長期計画（平成3年度～平成12年度）

第2次計画の計画期間終了により、平成3年度から平成12年度を目標年次とした「第3次高千穂町総合長期計画」を、平成3年3月に策定しました。

第3次計画では、第1次計画からの基本理念“**健康で豊かな～そして～安全で快適な、地域社会の実現のために**”を継承するとともに、平成2年に制定した「高千穂町民憲章」の精神も鑑み、「21世紀に向けての新しいふるさとづくり」を推進するため、「フォレストピア構想等を基盤とした、産業の新展開による活力に満ちた町づくり（産業の振興）」、「九州の中心観光地として、創意・工夫に満ちた町づくり（観光開発）」、「交通網と生活基盤の整備促進に努め、便利で住みよい町づくり（道路と生活基盤の整備）」、「21世紀の高千穂町を担う人づくりと、伝統・近代文化を育む町づくり（教育・文化の振興）」、「健康で安心して暮らせる、あたたかみのある町づくり（福祉の充実）」、「人と自然が共存し、ふれあいのある町づくり（環境の整備）」、「行財政の健全化による信頼のある町づくり（自治の確立）」を基本目標に定め、町民と協働しながら、高齢化対策や過疎化対策、高度な情報化・技術革新・国際化など新しい分野への取組など、より住みよいまちづくりを目指すものとなりました。

■ 第4次高千穂町総合長期計画（平成13年度～平成22年度）

第3次計画の計画期間終了により、平成13年度から平成22年度を目標年次とした「第4次高千穂町総合長期計画」を、平成13年3月に策定しました。

第4次計画では、“**21世紀に輝く「美しい自然と神話の里 わが高千穂」**”を基本理念に掲げ、第3次計画で定めた基本目標をそのまま引き継ぎ、21世紀を展望しながら、活力ある安定した「楽しみ」「やすらぎ」「うるおい」のある高千穂町の建設を目指すものとなりました。

■ 第5次高千穂町総合長期計画（平成23年度～令和2年度）

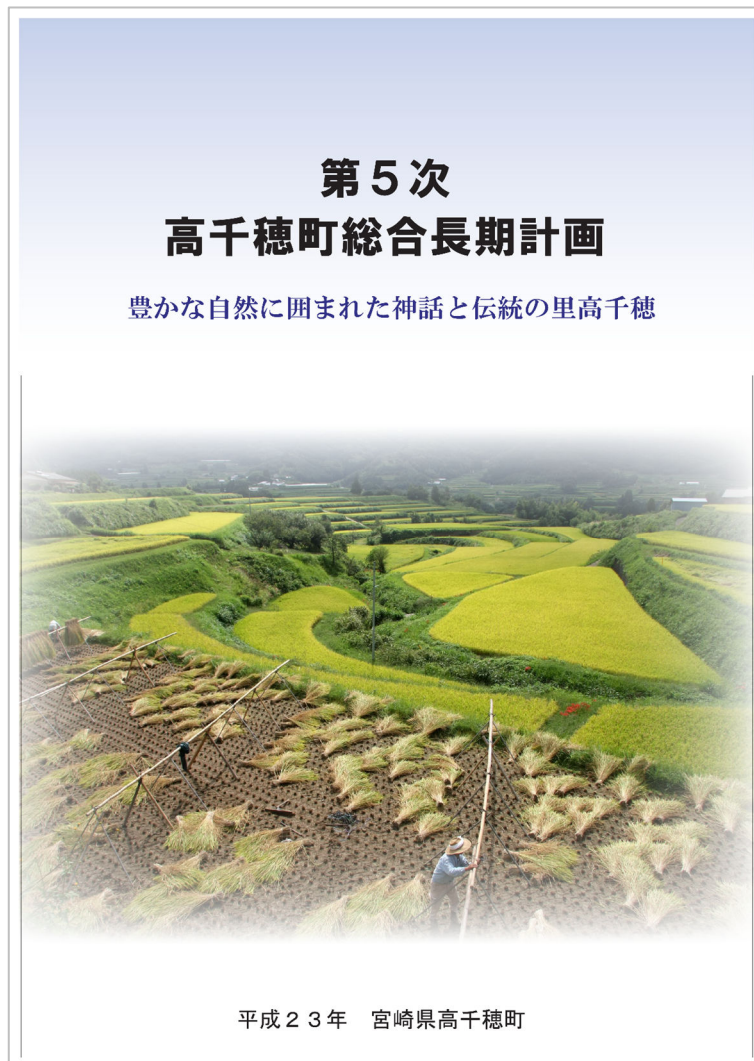
第4次計画の計画期間終了により、平成23年度から平成32年度（令和2年度）を目標年次とした「第5次高千穂町総合長期計画」を、平成23年6月に策定しました。

第5次計画では、“**「この町に生まれてよかった」「この町に住んでよかった」と実感できる理想の町づくり**”を基本理念に掲げ、「地域の資源を活かした活力のあるまちづくり（農林業・商工業の振興、魅力ある観光地づくりなど）」、「健やかに暮らせる支え合いのまちづくり（地域医療や福祉の充実など）」、「豊かな人間性を育むまちづくり（教育の充実、文化振興など）」、「安全・安心のまちづくり（環境問題への取組、救急・消防・防災体制の整備充実など）」、「利便性のある快適なまちづくり（道路交通網の整備や都市整備、交通対策、有効的な土地利用など）」、「自立した行財政運営（健全な行財政運営など）」を基本目標とし、これまでの本町の歩みを受け継ぐとともに、国際的経済構図の変化や地球規模での環境問題、インターネット等の普及による高度情報化、少子高齢化や賃金、労働条件、教育、地域間など様々な格差社会の深刻化、時代の変化に伴う町民ニーズの多様化・高度化など、今日の社会情勢に対応できるまちづくりを目指すものとなりました。

■ 高千穂町人口ビジョン及び高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第1期） （平成27年度～令和2年度）

平成26年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」により、市町村は、「地方人口ビジョン」及び地域の実情に応じた今後5か年の施策の方向を提示する「地方版総合戦略」の策定に努めるよう規定されたため、本町においても、「高千穂町人口ビジョン」及び、平成27年度から平成31年度を対象期間とした「高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第1期）」を、平成28年2月に策定しました。（その後、総合長期計画と策定時期をあわせるため、令和2年度まで計画を延長。）

第1期総合戦略では、「地域資源を活かした安定した雇用の創出」、「高千穂の魅力を発信し、ひとを導く」、「結婚・出産・子育ての希望が叶う町づくり」、「高千穂の風土と特色を生かした町づくり・人づくり」の4つの基本目標を定め、地域資源を生かした地域活性化や、移住・定住促進などを重点プロジェクトとして取り組むものとなりました。



◆第5次高千穂町総合長期計画表紙

(3) 計画の構成

本計画書は、本町のまちづくり全体における指針を示す「第6次高千穂町総合長期計画」と、人口減少対策や地方創生の方向性を示す「第2期高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の両計画を記載したものとなります。「第6次高千穂町総合長期計画」は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されており、「第2期高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、基本計画を構成する「重点プロジェクト」として位置付けています。

基本構想

計画策定の趣旨や、本町の概要について記載するとともに、本町のまちづくりの考え方や将来像、及び将来像の実現を目指した各施策の大綱を示したものです。

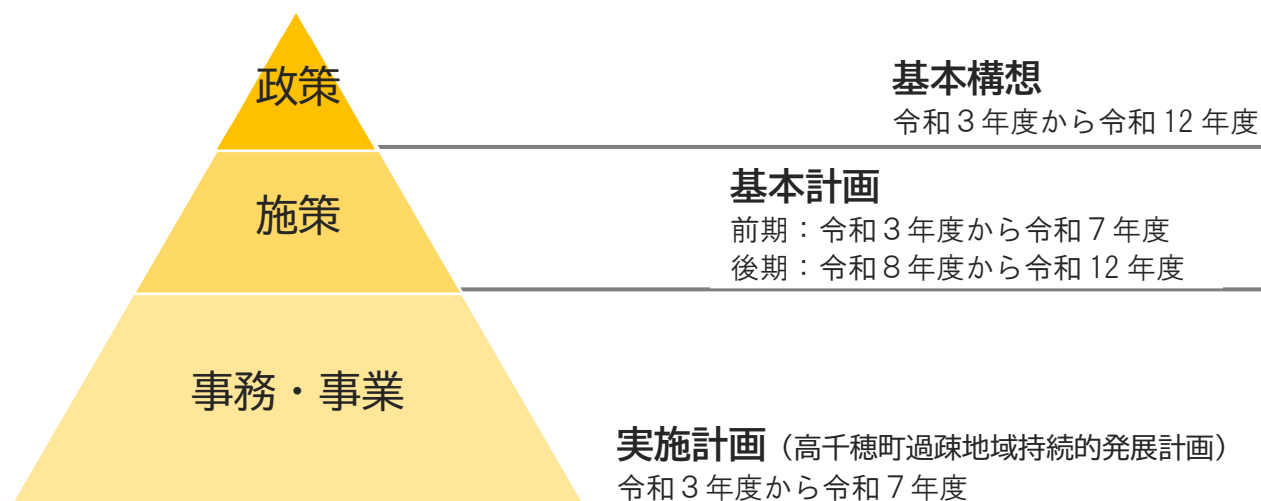
基本計画

基本構想を受けて、その目標を達成するために取り組むべき施策の具体的な内容を分野ごとに示したものです。また、「第2期高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策内容を「重点プロジェクト」として位置付け、施策分野をまたぎ、本町の地方創生に向けて全庁的に取り組んでいくための指針としています。

実施計画

基本計画に基づいた施策を効果的に実施するため、財源の裏付けを伴う具体的計画で、予算編成及び事務事業評価の指針となるものです。本町では、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく「高千穂町過疎地域持続的発展計画」を実施計画として位置付けます。

第6次計画の構成



(4) 計画の期間

■ 基本構想

初年次を令和3年度とし、令和12年度を目標年次とします。

■ 基本計画

令和3年度から令和7年度を前期計画、令和8年度から令和12年度を後期計画とします。

第2期高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略も前期計画と同様、令和3年度から令和7年度を計画期間とします。

■ 実施計画（高千穂町過疎地域持続的発展計画）

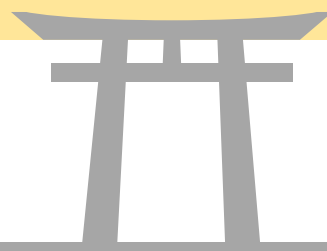
「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく「高千穂町過疎地域持続的発展計画」の計画期間とします。

■ 第6次計画の期間

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本構想									
第6次高千穂町総合長期計画 前期計画 第2期高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略					第6次高千穂町総合長期計画 後期計画 第3期高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略				
高千穂町過疎地域持続的発展計画					(次期) 高千穂町過疎地域持続的発展計画				

2

高千穂町の概要



(1) 沿革

■ 歴史

高千穂地方は遺跡や多くの出土品の発掘により、紀元前 4000 年頃から集落が形成されていたと推測されています。文献によれば、この地方は長く三田井氏によって治められていましたが、慶長 3 (1598) 年延岡城主高橋元種(もとたね)により滅ぼされ、以後延岡藩の所領となりました。その後、廃藩置県により富高県、日田県、延岡県、美々津県、宮崎県、鹿児島県に属したという歴史を持ちます。

明治 16 (1883) 年の県再置に伴い、再び宮崎県に属し、翌 17 (1884) 年に臼杵郡を東西 2 郡に再編した際、西臼杵郡に編入されました。また、明治 22 (1889) 年町村制の施行に伴い、三田井村、押方村、向山村が合併し高千穂村となり、大正 9 (1920) 年に町制を施行し高千穂町となりました。昭和 31 (1956) 年に高千穂町と岩戸村及び田原村が合併、昭和 44 (1969) 年に上野村が合併し、現在に至っており、令和 2 (2020) 年には、町政施行 100 周年を迎えました。

■ 位置・環境

本町は九州のほぼ中央部、宮崎県の最北端に位置し、北部は大分県豊後大野市と竹田市、北西部は熊本県高森町と山都町、南西部から南部にかけては宮崎県五ヶ瀬町と諸塚村、東部は日之影町に接する、東西約 18km、南北約 22km の町です。総面積は 237.54k m²で、林野(国有林含む)が約 84.1%、田畑が約 8.1%、宅地が約 2.0%と、山地が多く平地が少ない中山間地域です。

町の中心部を、国の名勝天然記念物「高千穂峡」を有する一級河川の「五ヶ瀬川」が、北西から南東にかけて貫流し、熊本県と大分県の県境には、九州山地及び宮崎県の最高峰で日本百名山に数えられる標高 1,756m の「祖母山」を始め、障子岳、本谷山など標高 1,000m 以上の山々が連なります。この山岳地帯や河川流域は、祖母傾国定公園に指定され、神秘的かつ雄大な自然を創出しています。また、平地の標高は 300m 以上あり、町内各所には傾斜を利用して造成された棚田が点在し、3箇所棚田が「日本の棚田百選」に選ばれています。

このような地理条件や寒暖の差が大きい気象条件により、初夏は新緑、秋は紅葉、冬は雪景色と四季折々で違った景色を見ることができるとともに、秋の早朝には、高千穂盆地や周辺の山々を覆い隠す雲海が発生し、天孫降臨を彷彿させる幻想的な世界が現れます。

この特有な地形地質による豊かな自然が、多様な生物を育み、貴重な生態系を保全しているとともに、この地域に暮らす人々の、自然を敬い、自然と共生する暮らし方や、特色ある農林業形態などが世界的に高く評価され、平成 27（2015）年には、国連食糧農業機関（FAO）から「世界農業遺産」の認定を、平成 29（2017）年には、国連教育科学文化機関（ユネスコ）から、ユネスコエコパークの登録を受けています。

■ 史跡・文化

本町は日本神話の中で、天照大神（あまてらすおおみかみ）の孫である瓊瓊杵尊（ににぎのみこと）が降り立った天孫降臨の地として言い伝えられており、町内には高千穂神社や天岩戸神社を始めとした、神話ゆかりの神社や史跡が数多く点在しています。

また、本町では毎年 11 月中旬から翌年 2 月上旬にかけて、町内の集落ごとで夜通し奉納される「夜神楽」が行われています。秋の実りに感謝し、来年の豊穡を祈るために里の氏神を迎え、神楽を奉納するというこの行事は、およそ 12 世紀頃から現在に至るまで、高千穂の各集落で受け継がれてきています。高千穂の夜神楽は、昭和 53（1978）年に国の重要無形民俗文化財に指定され、天孫降臨の地を物語る伝統文化として、国内外に広く知られています。

こういった神話になぞらえた歴史・文化は、本町の重要な観光資源にもなっています。

■ 産業

本町の主要産業は農林畜産業と観光業です。

広大な農地確保が困難な中山間地域の本町の農林畜産業は、棚田での水稻栽培をベースに野菜や花き、果樹、お茶、畜産、椎茸、杉を主とした木材生産などを組み合わせた複合経営により営まれています。豊かな自然環境がもたらす清らかな水、澄んだ空気、豊かな土壌を活用して育てられる農作物は、高冷地ならではの寒暖の差によって力強く育ち、米や野菜、果樹などは甘みが強く、お茶は良質な茶葉となり、ラナンキュラスなどの花きは色合いが良いと高評価を得ているとともに、町内で生産されている「高千穂牛」は、平成 19（2007）年に開催された「第 9 回全国和牛能力共進会」で内閣総理大臣賞を獲得するなど、全国トップクラスの品質を誇る和牛として、高いブランド力を持っています。

また、本町は、高千穂峡などの景勝地、高千穂神社など神話ゆかりの神社・史跡、国の重要無形民俗文化財の民俗芸能「高千穂の夜神楽」、世界的認証の「世界農業遺産」、「ユネスコエコパーク」など、多くの観光資源に恵まれ、年間約 140 万人が訪れる宮崎県随一の観光地として、国内外から多くの人々が訪れるため、宿泊業や飲食業などの観光産業が発展し、本町の経済を支える主要産業となっています。

(2) 人口・世帯の状況

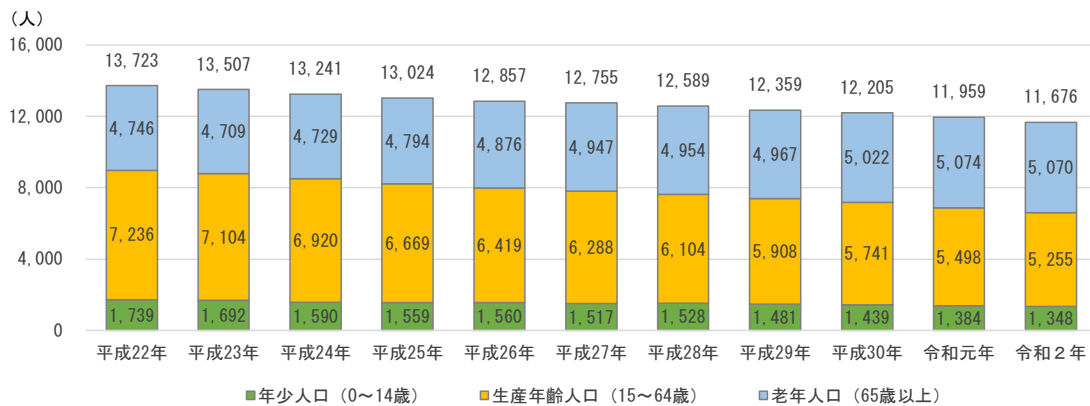
人口の状況

本町は平成22年時点において、人口13,723人、世帯数4,779世帯となっていました。平成27年には人口12,755人、世帯数は4,667世帯まで減少しています。

人口についてみると、令和2年にはさらに11,676人まで減少しており、人口の約43%が高齢者となっています。

世帯数についてみると、一般世帯総数が年々減少している一方、核家族世帯総数は横ばいであり、相対的に核家族世帯が占める割合が高くなっています。また、一世帯あたり人員数も年々減少しており、核家族化が進行していることがうかがえます。

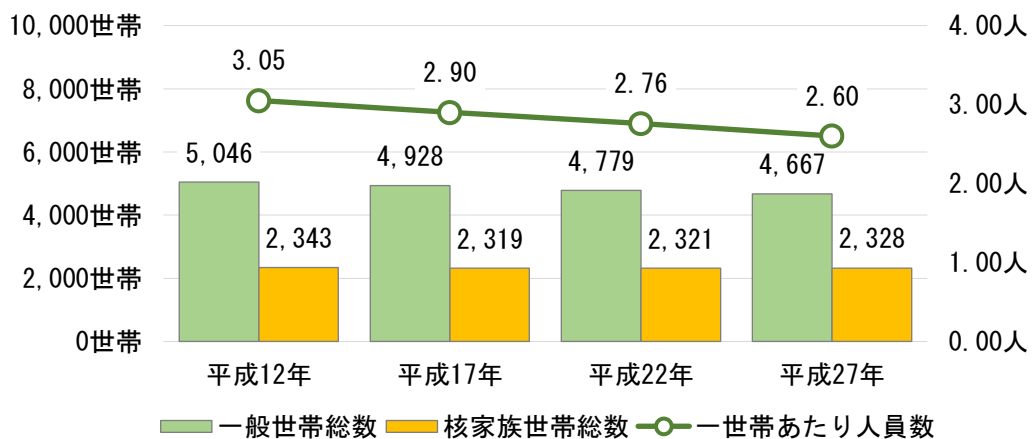
＜人口の推移＞



※合計値には「年齢不詳」の人口も含む

資料：宮崎県 HP「宮崎県の推計人口と世帯数」（各年9月末）

＜世帯数の推移＞

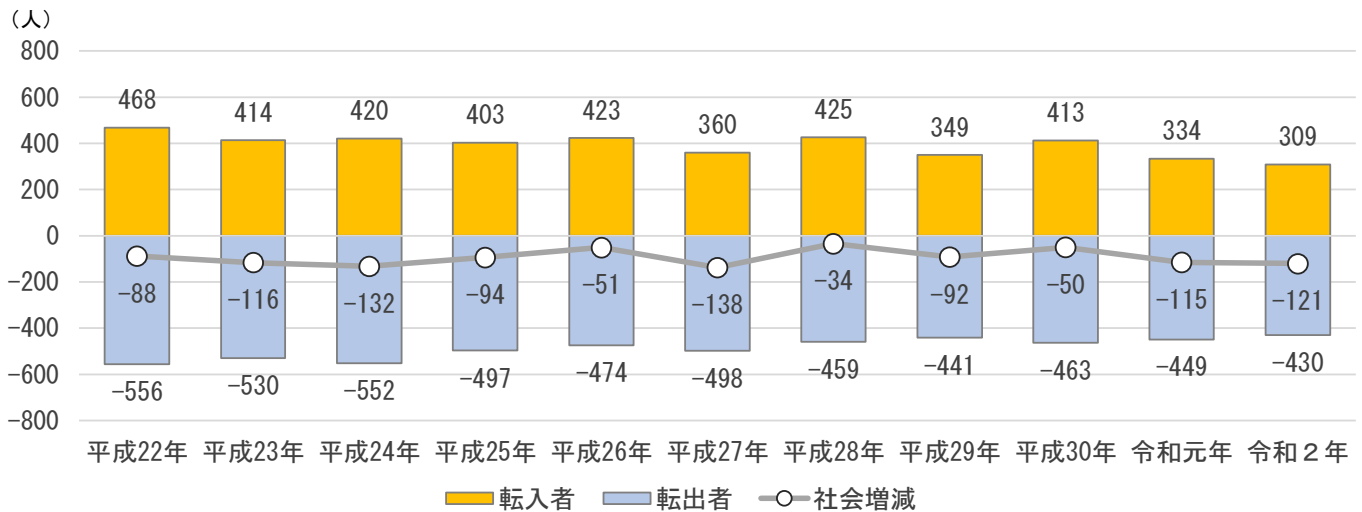


資料：国勢調査

社会動態・自然動態

転入者数をみると、増減はありつつも減少傾向にあり、平成22年では468人となっていました。令和2年には309人となっています。一方、転出者数も緩やかに減少している傾向にあり、最終的な社会増減についてみると、各年で増減はありつつも、年々減少幅が少なくなっている傾向にあります。

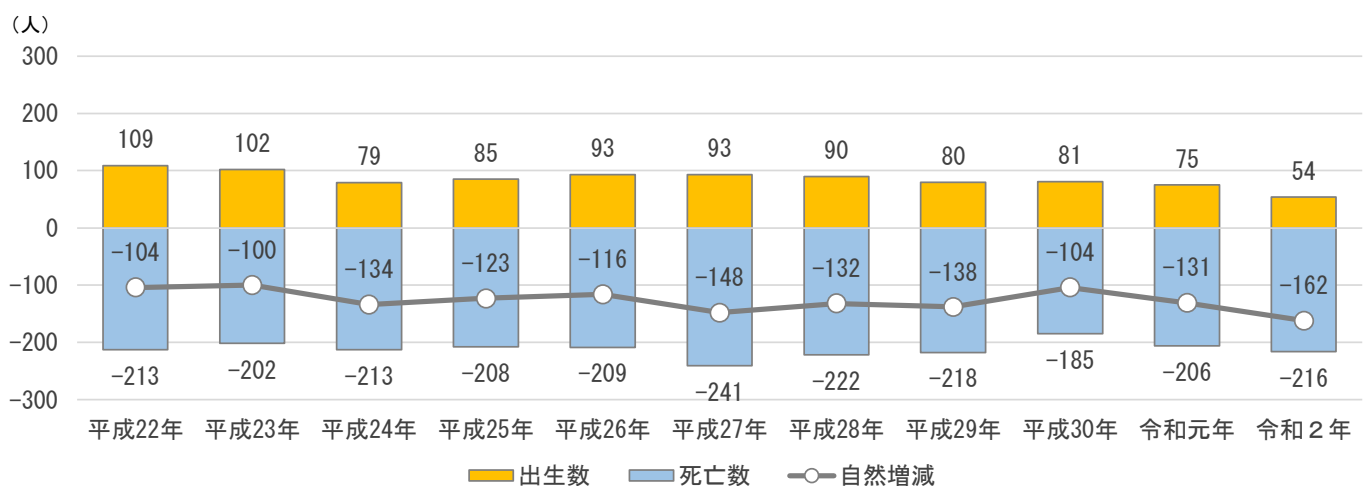
＜転入者数、転出者数の推移＞



資料：宮崎県 HP「宮崎県の推計人口と世帯数」（各年、前年10月1日から当年9月30日までの1年間）

出生数をみると、平成24年から平成27年にかけて増加がみられたものの、以降は年々減少している傾向にあり、令和2年には54人となっています。一方、死亡数は200人前後で推移している傾向にあり、自然減の傾向が続いています。

＜出生数、死亡数の推移＞



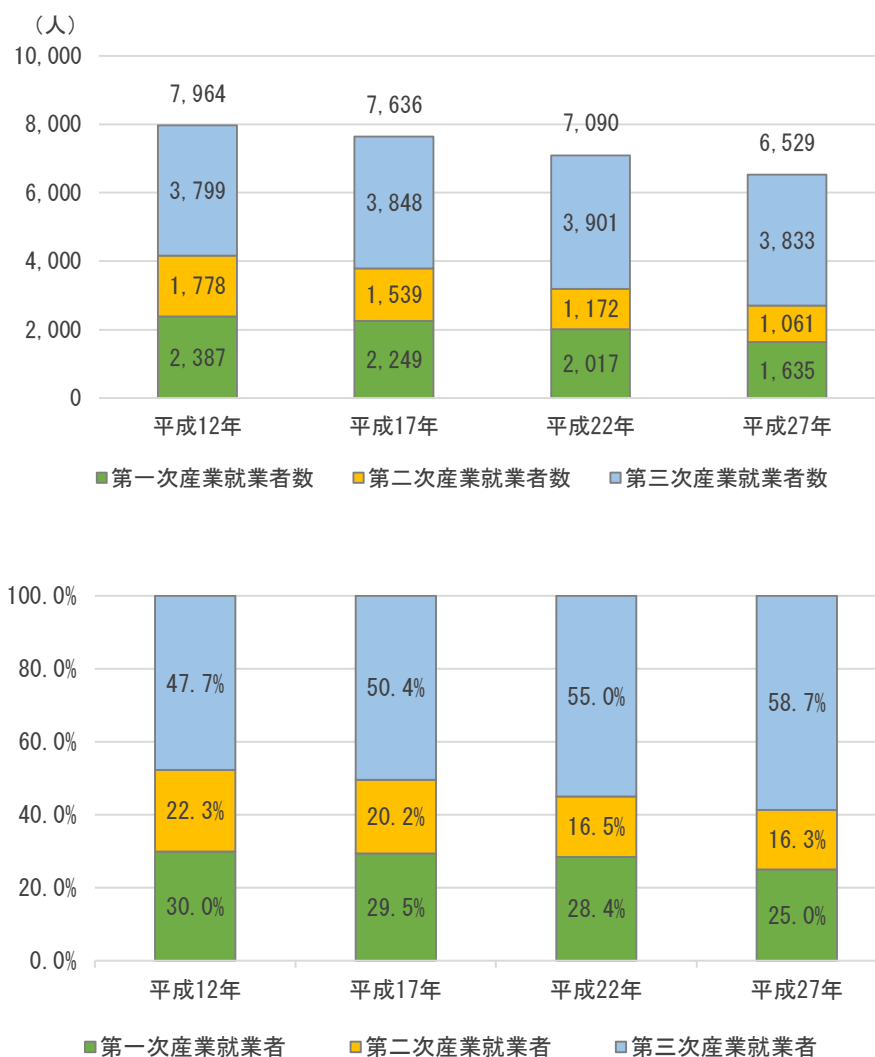
資料：宮崎県 HP「宮崎県の推計人口と世帯数」（各年、前年10月1日から当年9月30日までの1年間）

(3) 産業の状況

■ 就業者の状況

産業別就業者数をみると、就業者総数は年々減少しており、平成12年では7,964人となりましたが、平成27年には6,529人となっています。産業別就業者割合をみると、第一次産業、第二次産業の就業者割合が年々低くなっており、対して第三次産業の就業者割合が高くなっています。平成27年では、第一次産業が25.0%、第二次産業が16.3%、第三次産業が58.7%となっており、第三次産業が大半を占める形となっています。

＜産業別就業者数、就業者割合の推移＞



資料：国勢調査

農林業の状況

農林業の状況について、農家・林家数の推移をみると、ともに年々減少している傾向にあり、それに伴い耕地面積も年々減少傾向にあります。農家数の推移について内訳をみると、専業農家数は年々増加している傾向にありますが、兼業農家数は年々減少しています。

<農家数の推移>

(単位：戸)	専業農家	兼業農家			合計
		第1種 兼業農家	第2種 兼業農家	小計	
平成12年	261	391	689	1,080	1,341
平成17年	304	363	577	940	1,244
平成22年	382	183	606	789	1,171
平成27年	419	165	487	652	1,071

<林家数の推移>

(単位：戸)	林家
平成12年	1,115
平成17年	1,107
平成22年	1,095
平成27年	1,071

<土地利用の状況>

(単位：ha)	耕地面積				林野 面積
	田	畑	果樹、他	計	
平成12年	830	407	91	1,328	20,809
平成17年	750	378	79	1,207	20,486
平成22年	755	359	80	1,194	20,452
平成27年	720	321	68	1,109	19,979

資料：農林業センサス

商業・観光の状況

事業所数をみると、年々減少していますが、従業者数についてみると、減少傾向にあるものの、平成24年から平成28年にかけて僅かに増加しています。また、年間商品販売額についてみると、平成24年から平成28年にかけて約26億4,000万円の増加がみられます。

＜事業所の状況及び年間商品販売額＞

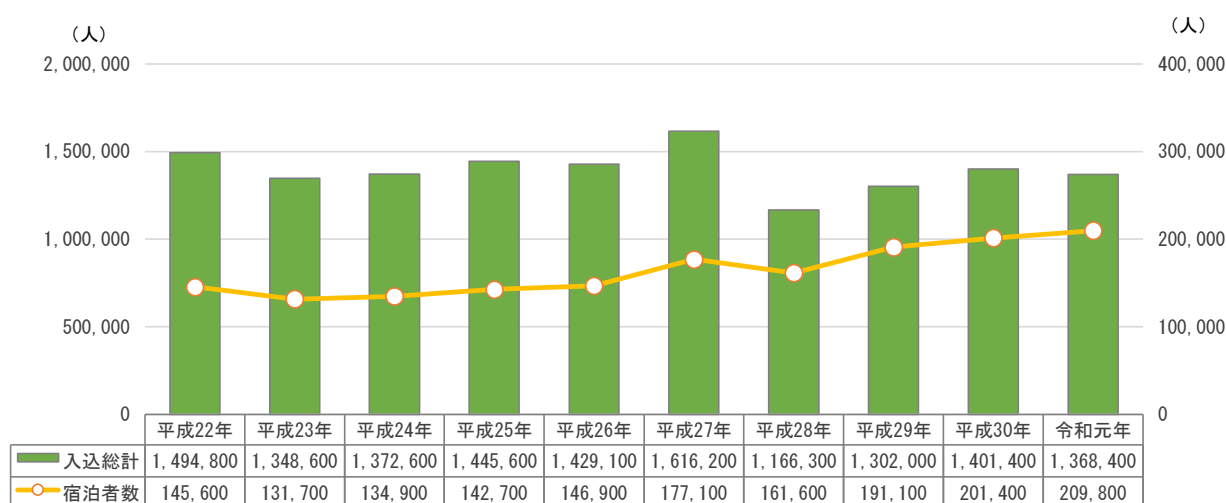
	事業所数	従業者数（人）	年間商品販売額（円）
平成14年	269	1,168	18,825,190,000
平成19年	243	1,037	19,820,320,000
平成24年	198	923	15,086,000,000
平成28年	193	938	17,728,000,000

資料：平成14年、19年は商業統計調査 平成24年、28年は経済センサス活動調査

観光入込客数の推移をみると、およそ各年130万人～150万人で推移をしており、熊本地震が発生した平成28年に一度大きく減少していますが、翌年以降徐々に回復しています。

宿泊者数の推移をみると、平成22年からの10年間で増加傾向にあり、平成22年では145,600人となっていました。令和元年には209,800人となっています。

＜観光入込客数の推移＞



資料：企画観光課

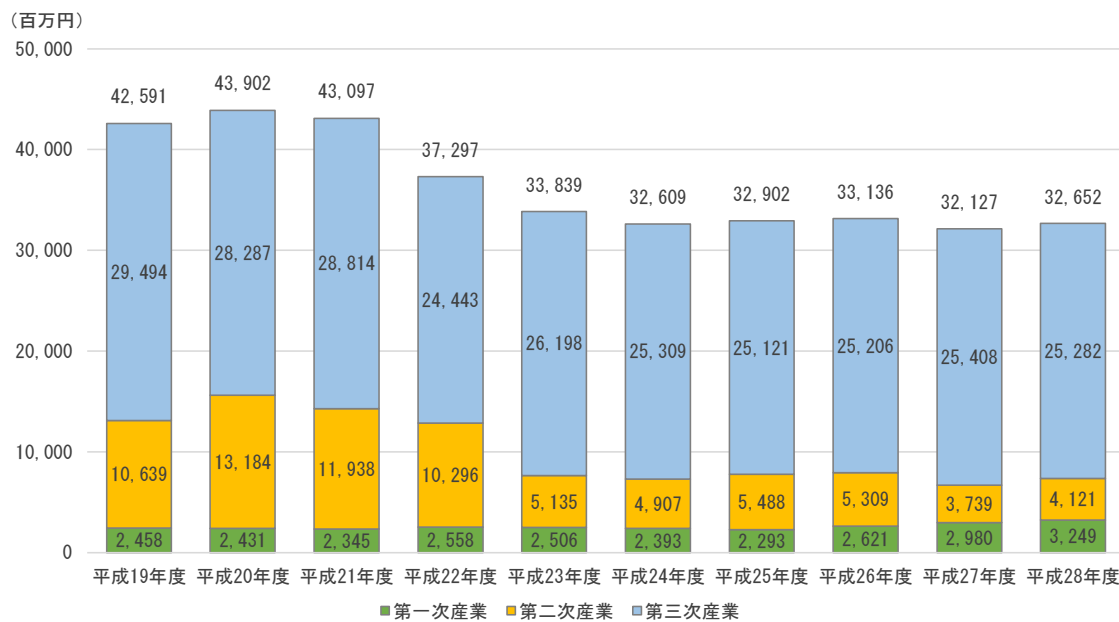
生産額の状況

第一次産業については、平成26年度以降増加している傾向にあり、平成28年度には32億4,900万円となっており、平成19年度からの10年間で最も多くなっています。

第二次産業については、平成23年度に大きく減少して以降、増減を繰り返しながら減少している傾向にあります。平成27年度には37億3,900万円と最も低くなっていますが、平成28年度には41億2,100万円と微増しています。

第三次産業については、平成24年度以降、250億円台を推移しています。

<産業別総生産額の推移>



資料：宮崎県 市町村民経済計算

(4) 福祉・保健・教育等の状況

医療・介護の状況

特定健診の状況についてみると、特定健診の受診率は平成25年度から平成28年度にかけて減少していますが、特定保健指導実施率をみると、平成25年度から平成28年度にかけて大きく増加しており、平成28年度には77.9%となっています。

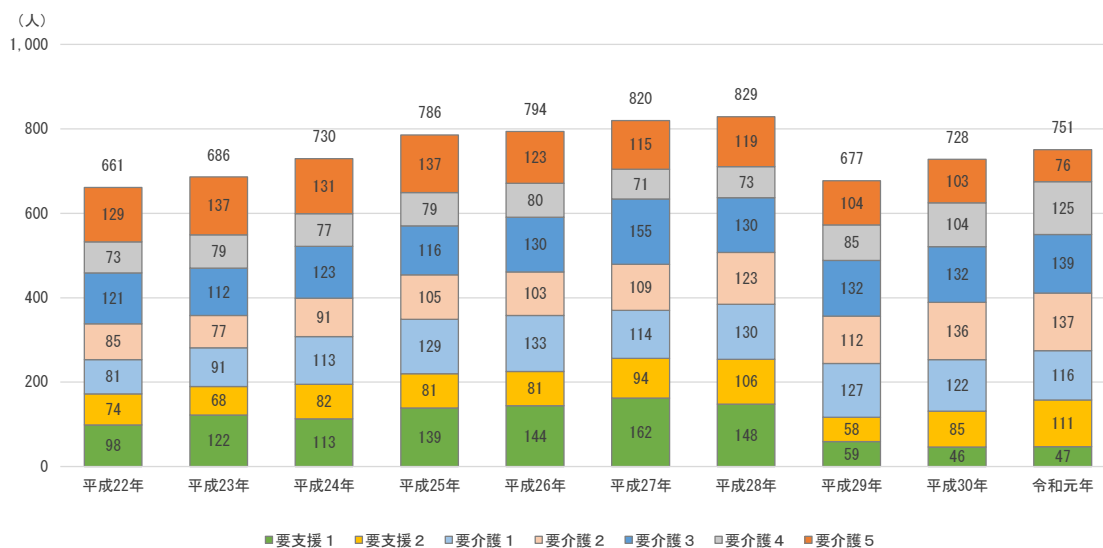
<特定健診・特定保健指導の実施状況>

	特定健診			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	終了者数	実施率
平成25年度	3,076	1,625	52.8%	174	58	33.3%
平成28年度	2,819	1,419	50.3%	149	116	77.9%

資料：第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）

要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成28年までは年々増加していましたが、平成29年に約150人減少しています。しかし、平成29年以降は再び増加しており、令和元年では751人となっています。内訳をみると、認定者全体のうち「要支援2」の占める割合が年々高くなっており、令和元年には111人となっています。

<要支援・要介護認定者数の推移>



資料：地域包括ケア「見える化」システム

■ 教育の状況

小中学校の児童・生徒数の推移をみると、いずれの学校においても児童・生徒数が減少している傾向にあります。また、岩戸中学校は平成26年末に閉校し、高千穂中学校に統合されたため、高千穂中学校の児童・生徒数、学級数ともに平成27年度に増加しています。

＜小中学校の児童・生徒数、学級数の状況＞

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	学級数 (学級)	児童・ 生徒数 (人)	学級数 (学級)	児童・ 生徒数 (人)	学級数 (学級)	児童・ 生徒数 (人)	学級数 (学級)	児童・ 生徒数 (人)	学級数 (学級)	児童・ 生徒数 (人)	学級数 (学級)	児童・ 生徒数 (人)
高千穂 小学校	14	347	13	338	13	329	13	323	15	323	14	326
押方 小学校	5	48	4	44	5	44	4	42	5	47	3	33
田原 小学校	6	62	6	61	6	54	6	49	6	51	5	40
岩戸 小学校	8	130	8	131	8	123	7	115	7	108	7	98
上野 小学校	7	82	6	73	6	78	6	79	6	80	6	75
小学校 計	40	669	37	647	38	628	36	608	39	609	35	572
高千穂 中学校	8	195	11	263	11	259	10	267	10	259	11	252
岩戸 中学校	3	51										
田原 中学校	3	29	3	30	3	26	4	29	4	23	4	24
上野 中学校	4	41	4	42	5	33	5	32	4	27	4	32
中学校 計	18	316	18	335	19	318	19	328	18	309	19	308
小・中 学校合計	58	985	55	982	57	946	55	936	57	918	54	880

資料：教育委員会

3

町民意向の概要



(1) 町民アンケート調査結果

高千穂町にお住いの方を対象に、現在の生活環境や将来のまちづくりの方向性についての意見等を把握するための調査を実施しました。

[一般調査]

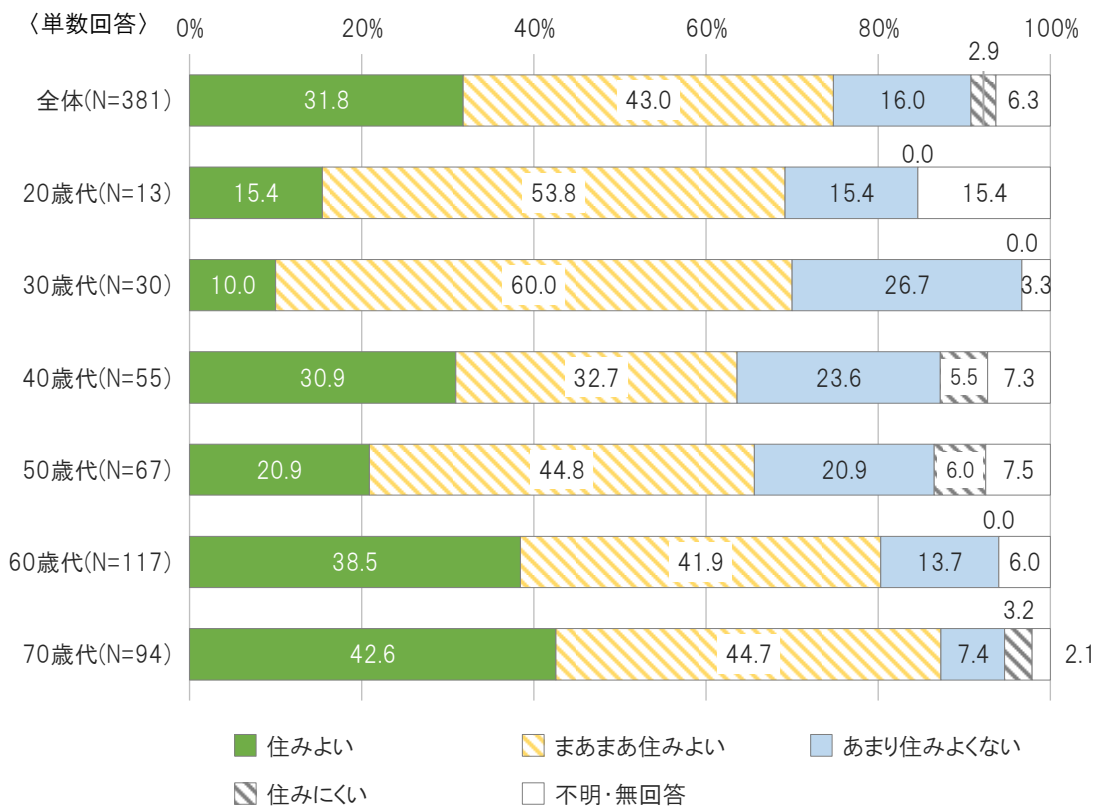
- ▶ **調査地域**: 高千穂町全域
- ▶ **調査対象**: 高千穂町在住の20歳以上の町民1,000人
- ▶ **調査期間**: 令和元年12月12日～12月27日
- ▶ **調査方法**: 郵送による配布、回収

	配布数(A)	有効回収票数(B)	回収率 $\frac{(B)}{(A)}$
一般調査	1,000	381	38.1%

あなたは、全体的にみて、高千穂町は住みよいと思いますか。

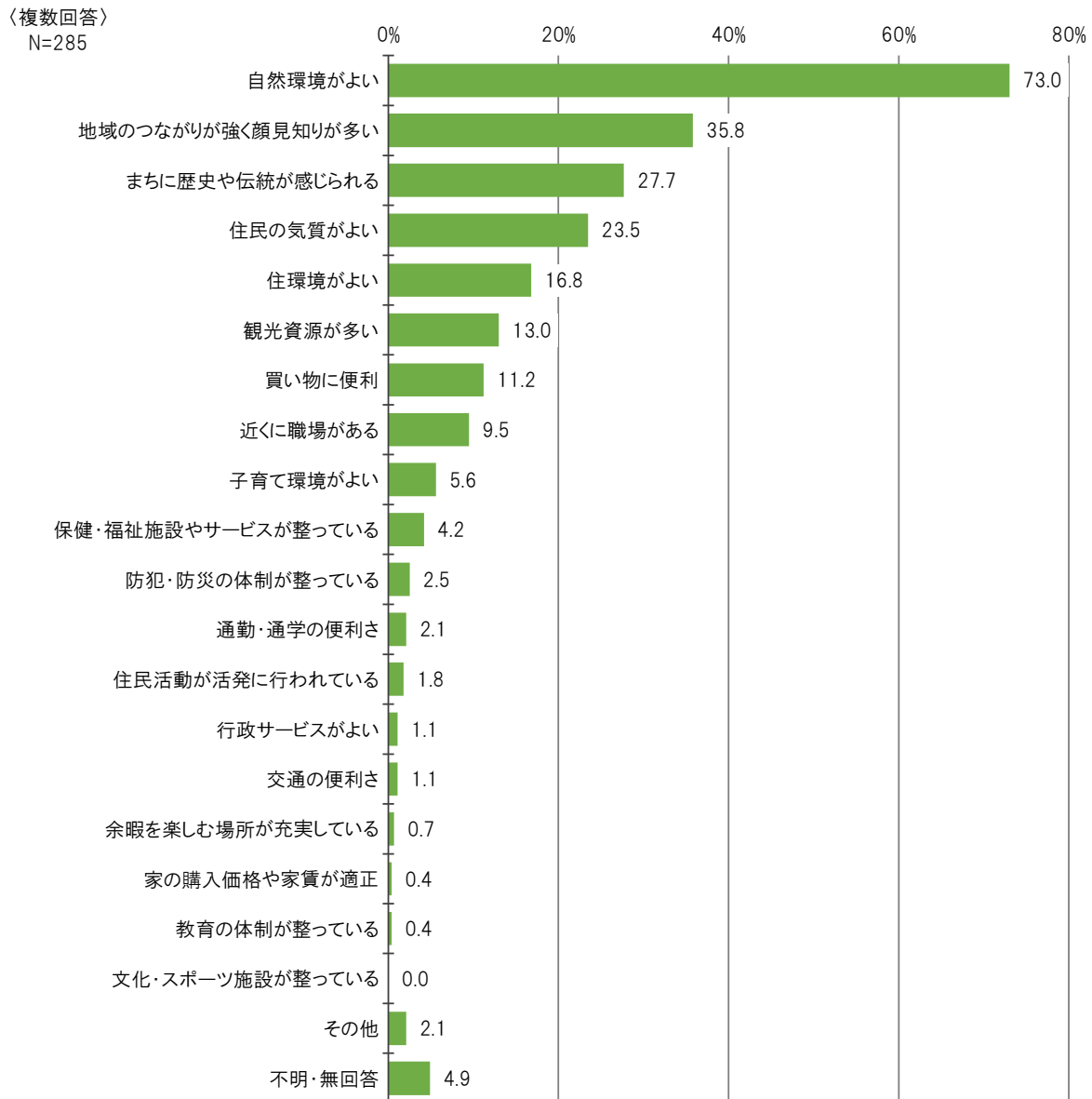
高千穂町の住みよさについてみると、「住みよい」と「まあまあ住みよい」をあわせた『どちらかといえば住みよい』が74.8%、「住みにくい」と「あまり住みよくない」をあわせた『どちらかといえば住みよくない』が18.9%となっており、『どちらかといえば住みよい』の割合が高くなっています。

年齢別にみると、『どちらかといえば住みよい』が[60歳代][70歳代]で8割以上と高くなっています。一方、『どちらかといえば住みよくない』では、[30歳代][40歳代][50歳代]において、比較的割合が高い状況となっています。



【「住みよい」「まあまあ住みよい」と答えた方に対して）そう答えた理由は何ですか。

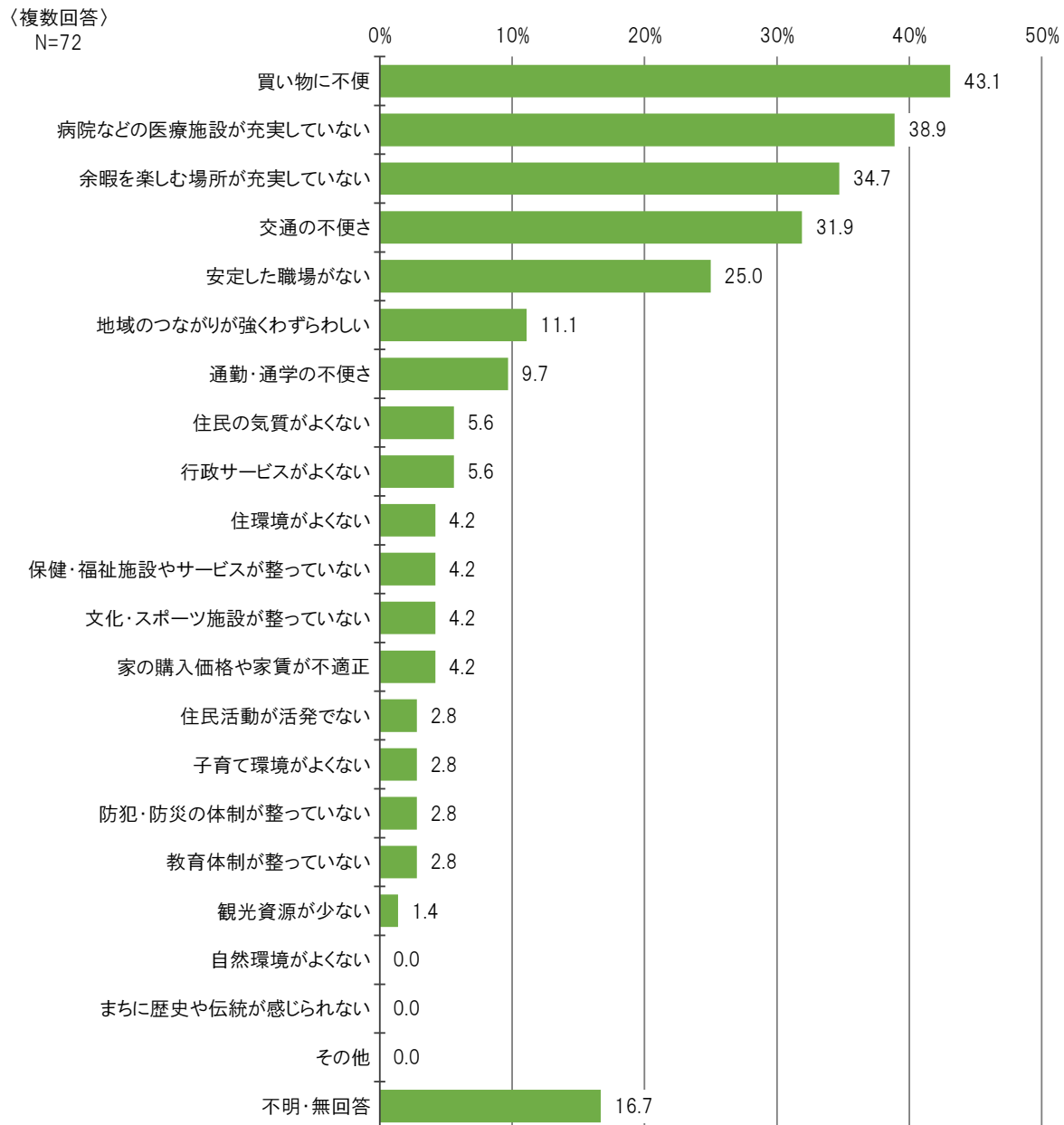
『どちらかといえば住みよい』と回答した理由についてみると、「自然環境がよい」が73.0%と最も高く、次いで「地域のつながりが強く顔見知りが多い」が35.8%、「まちに歴史や伝統が感じられる」が27.7%となっています。





（「あまり住みよくない」「住みにくい」と答えた方に対して）そう答えた理由は何ですか。

『どちらかといえば住みにくい』と回答した理由についてみると、「買い物に不便」が43.1%と最も高く、次いで「病院などの医療施設が充実していない」が38.9%、「余暇を楽しむ場所が充実していない」が34.7%となっています。

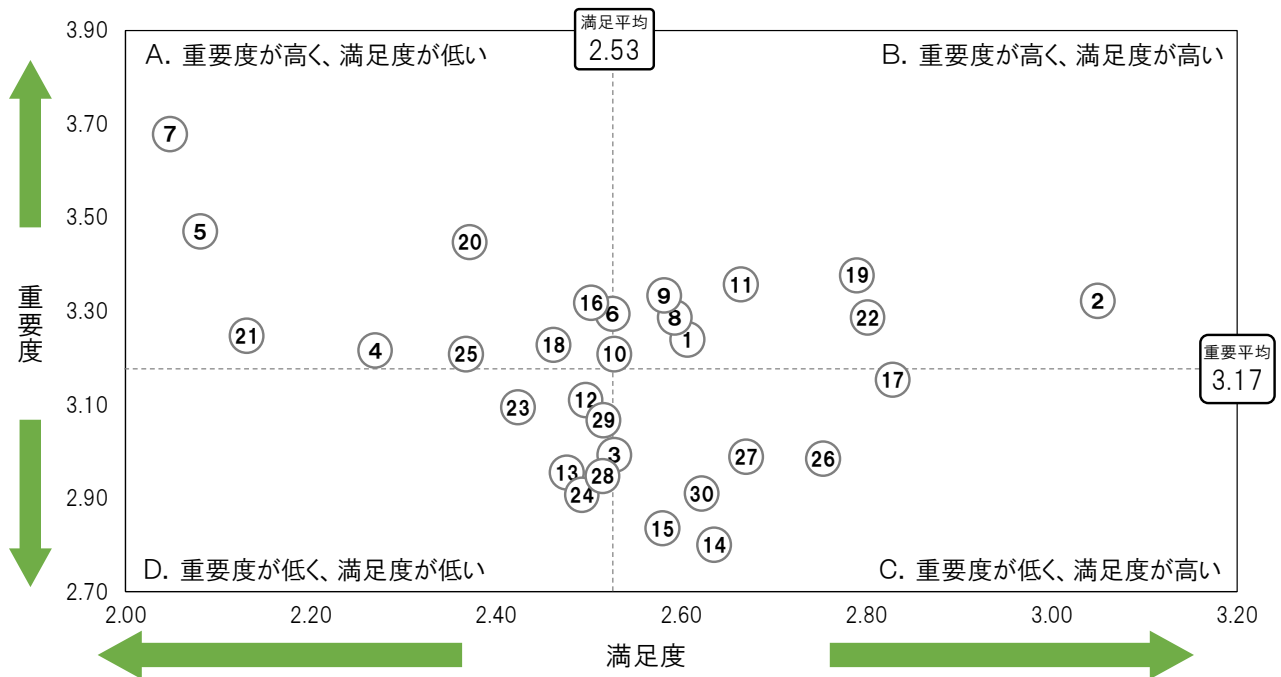


高千穂町のまちづくりについて

高千穂町の施策について、項目ごとに満足度・重要度を回答していただき、得点に換算して集計を行いました。

特に、[⑦ 医療体制・健康づくりの充実]が、重要度が最も高い反面、満足度が最も低い結果となっています。この項目は今後、力をいれて取り組むことが望まれている項目となっています。

満足度と重要度の分布図



項目	満足度	重要度	項目	満足度	重要度
1 農業(農業基盤の整備・収益性の高い農業への取組など)の振興	2.60	3.25	17 文化・芸術活動の支援、伝統文化の継承・保存	2.83	3.16
2 畜産の振興	3.05	3.32	18 自然環境の保護	2.46	3.22
3 林業の振興	2.53	2.99	19 消防・防災体制の整備	2.79	3.38
4 商工業の振興	2.27	3.21	20 道路交通網の整備	2.37	3.44
5 雇用対策・起業創業支援	2.08	3.46	21 土地や空家の有効的な活用	2.13	3.24
6 観光の振興	2.53	3.29	22 水道・下水道の健全運営	2.80	3.29
7 医療体制・健康づくりの充実	2.05	3.67	23 公営住宅整備・定住促進	2.43	3.10
8 地域福祉(助け合い・支え合い)の推進	2.59	3.29	24 情報通信化の促進	2.50	2.94
9 高齢者福祉サービスの充実	2.58	3.32	25 住民ニーズに対応した行財政運営	2.37	3.20
10 障がい者福祉の推進	2.53	3.21	26 広報・情報共有の充実	2.75	2.98
11 子育て支援の推進	2.67	3.35	27 人権に関する学習・啓発活動の推進	2.67	2.98
12 消費者意識の向上・被害防止対策	2.50	3.09	28 外国語教育・国際交流の推進	2.51	2.95
13 社会教育の推進	2.48	2.94	29 近隣市町村との広域的連携の推進	2.52	3.07
14 スポーツ活動の充実	2.64	2.79	30 住民主体のコミュニティ活動の推進	2.62	2.90
15 男女共同参画社会の実現	2.58	2.83	平均値	2.53	3.17
16 学校教育の充実	2.50	3.30			

高千穂町の行政で、今後、特に力を入れてほしいと思われるものは何ですか。

高千穂町の行政で、今後、特に力を入れてほしいと思われるものについてみると、「保健・医療体制の充実」が43.3%と最も高く、次いで「農林畜産業の振興対策」、「若者の定住促進、移住者の受入体制の充実」が34.1%となっています。



(2) 高校生アンケート調査結果

高千穂高校に通う生徒を対象に、高校卒業後の就職・進学意向や、結婚・出産・子育てに関する意向を把握するための調査を実施しました。

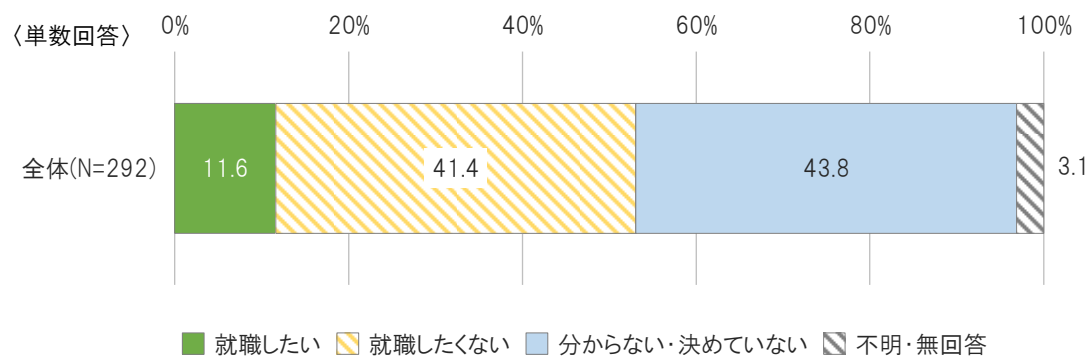
[高校生調査・高校卒業後の地元就職率等の動向や進路希望に関するアンケート調査及び結婚・出産・子育てに関する意識・希望に関するアンケート調査]

- ▶ **調査対象**: 高千穂高等学校の生徒 297 人
- ▶ **調査期間**: 令和2年5月 22 日～6月2日
- ▶ **調査方法**: 学校による配布、回収

	配布数(A)	有効回収票数(B)	回収率 $\frac{(B)}{(A)}$
高校生調査	297	292	98.3%

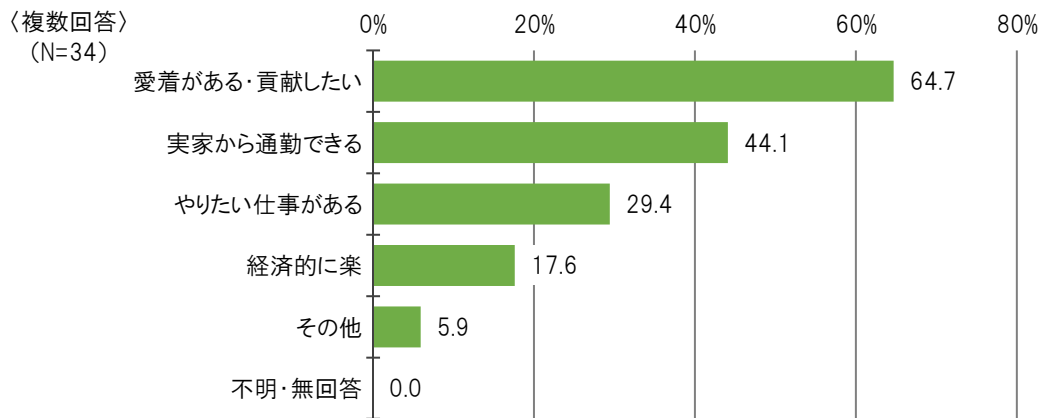
■ 高校・大学卒業後に高千穂町での就職を希望していますか。

高校・大学卒業後の高千穂町での就職希望については、「分からない・決めていない」が43.8%と最も高く、次いで「就職したくない」が41.4%、「就職したい」が11.6%となっています。



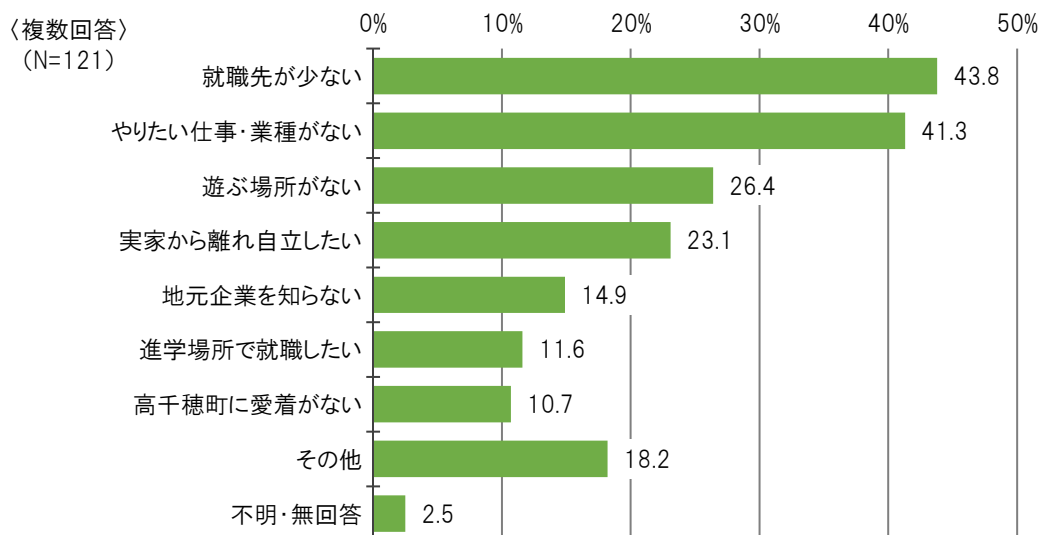
（高千穂町で就職したい）理由を選んでください。

高千穂町で就職をしたい理由については、「愛着がある・貢献したい」が64.7%と最も高く、次いで「実家から通勤できる」が44.1%、「やりたい仕事がある」が29.4%となっています。



（高千穂町で就職したくない）理由を選んでください。

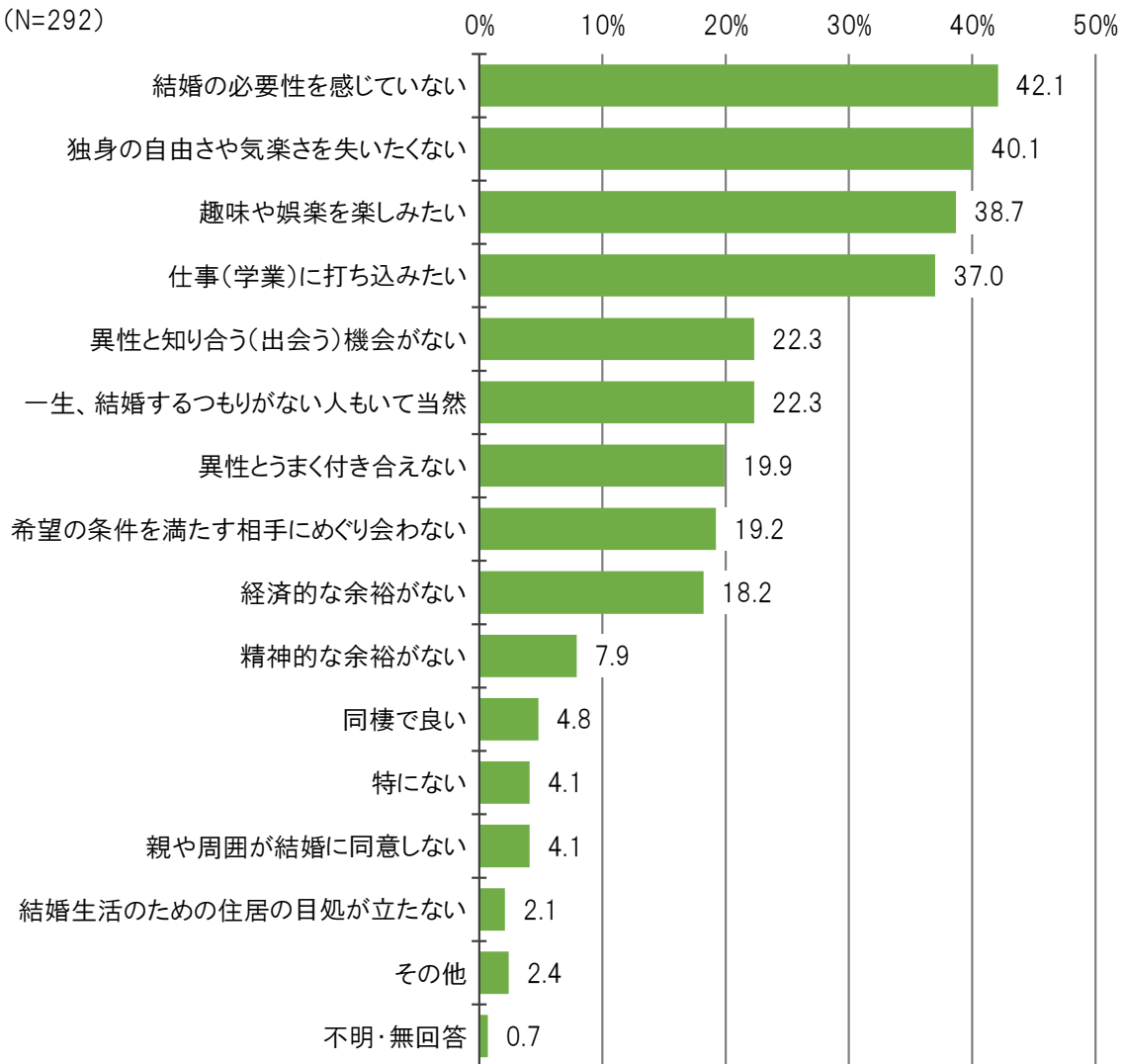
高千穂町で就職をしたくない理由については、「就職先が少ない」が43.8%と最も高く、次いで「やりたい仕事・業種がない」が41.3%、「遊ぶ場所がない」が26.4%となっています。



■ ■ あなたが考える未婚・晩婚の理由を選んでください。

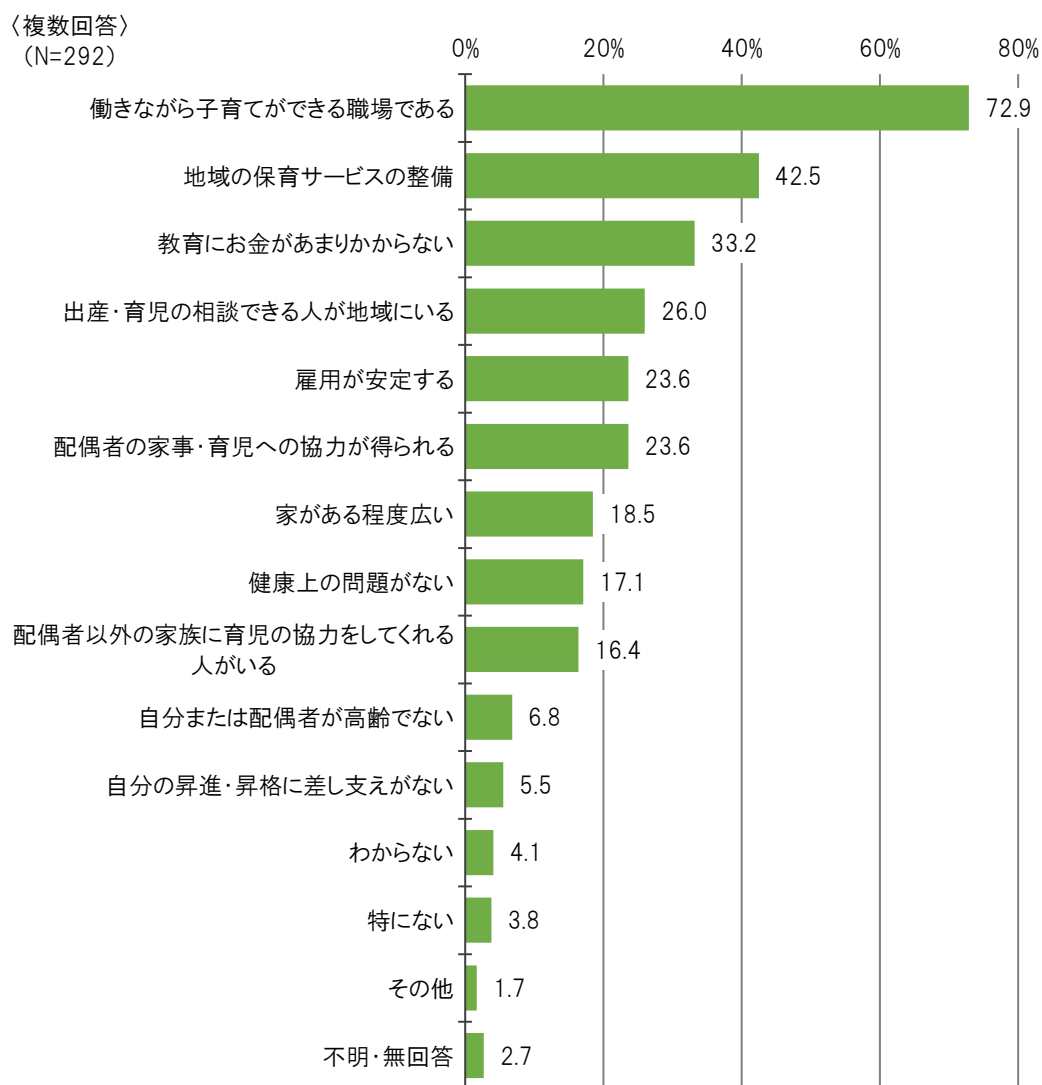
回答者の考える未婚・晩婚の理由については、「結婚の必要性を感じていない」が42.1%と最も高く、次いで「独身の自由さや気楽さを失いたくない」が40.1%、「趣味や娯楽を楽しみたい」が38.7%となっています。

〈複数回答〉
(N=292)



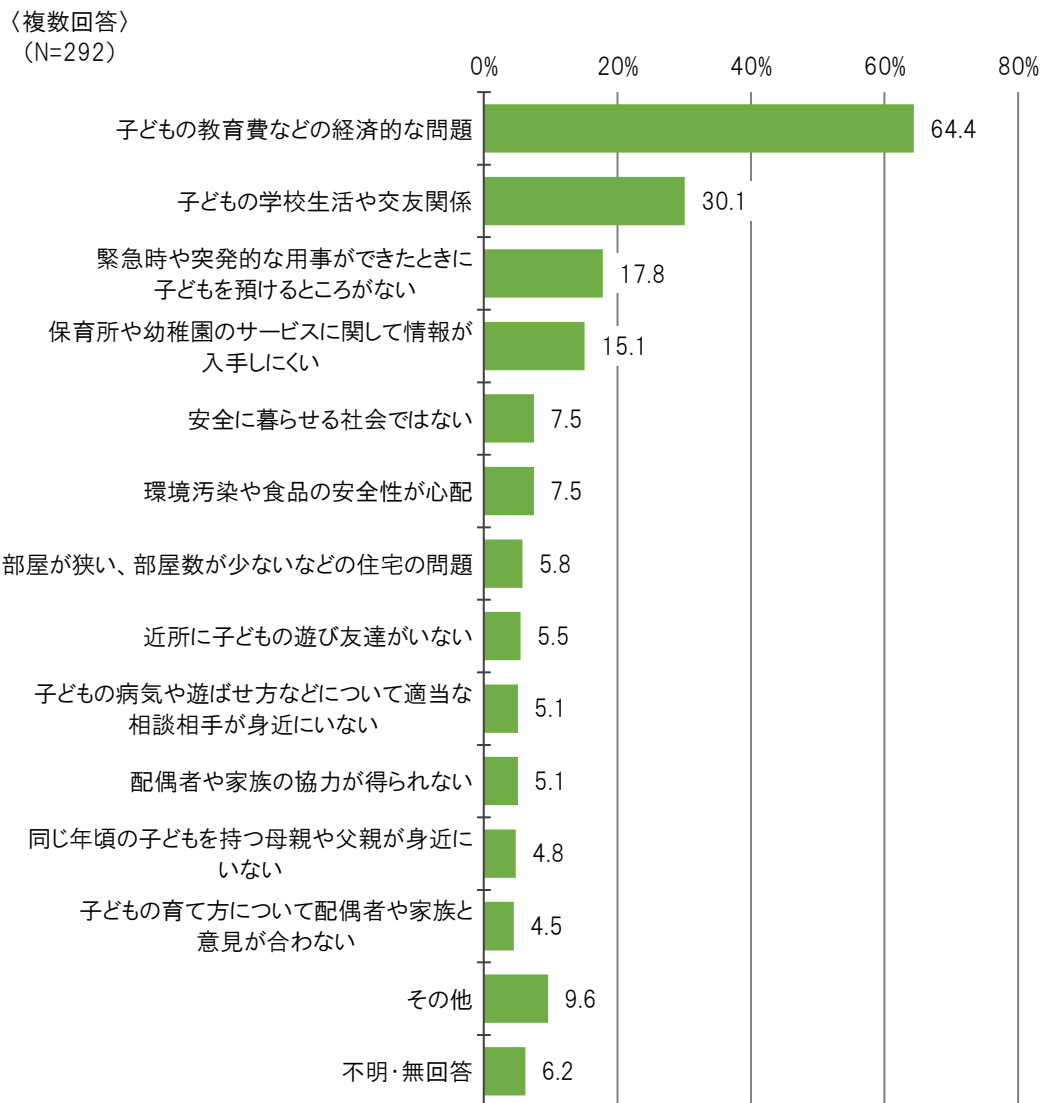
取り巻く環境がどのような状態であれば子どもを持ちやすいですか。

取り巻く環境がどのような状態であれば子どもを持ちやすいかについては、「働きながら子育てができる職場である」が72.9%と最も高く、次いで「地域の保育サービスの整備」が42.5%、「教育にお金がかかりかからない」が33.2%となっています。



■ 将来の子育てに関して不安・負担を感じる理由を選んでください。

将来の子育てに関して不安・負担を感じる理由については、「子どもの教育費などの経済的な問題」が64.4%と最も高く、次いで「子どもの学校生活や交友関係」が30.1%、「緊急時や突発的な用事ができたときに子どもを預けるところがない」が17.8%となっています。



(3) 中学生アンケート調査結果

高千穂町内の中学校に通う生徒を対象に、町に対して抱く思いや、将来的な定住意向等について把握する調査を実施しました。

[中学生調査]

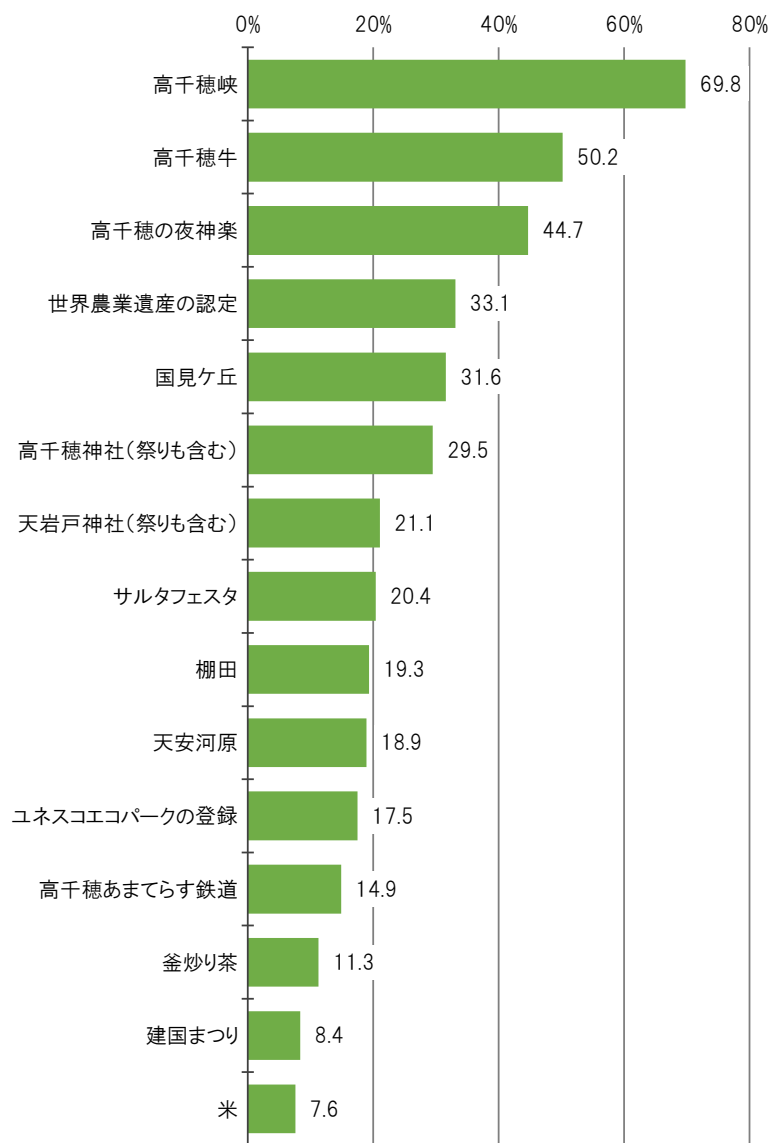
- ▶ **調査対象**: 高千穂中学校、上野中学校、田原中学校の生徒 288 人
- ▶ **調査期間**: 令和2年6月 11 日～6月 24 日
- ▶ **調査方法**: 学校による配布、回収

	配布数(A)	有効回収票数(B)	回収率 $\frac{(B)}{(A)}$
中学生調査	288	275	95.5%
高千穂中学校	235	226	96.2%
上野中学校	34	32	94.1%
田原中学校	19	17	89.5%

■ ■ 高千穂町の自慢だと思えるものは何ですか（上位15項目）。

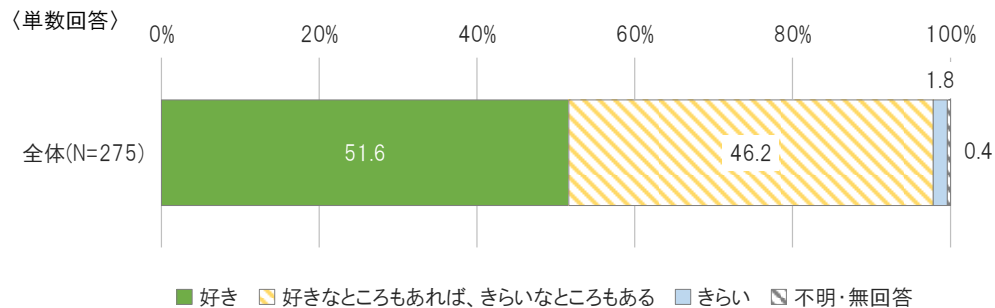
高千穂町の自慢だと思えるものについては、「高千穂峡」が69.8%と最も高く、次いで「高千穂牛」が50.2%、「高千穂の夜神楽」が44.7%、「世界農業遺産の認定」が33.1%、「国見ヶ丘」が31.6%となっています。

〈複数回答〉
(N=275)



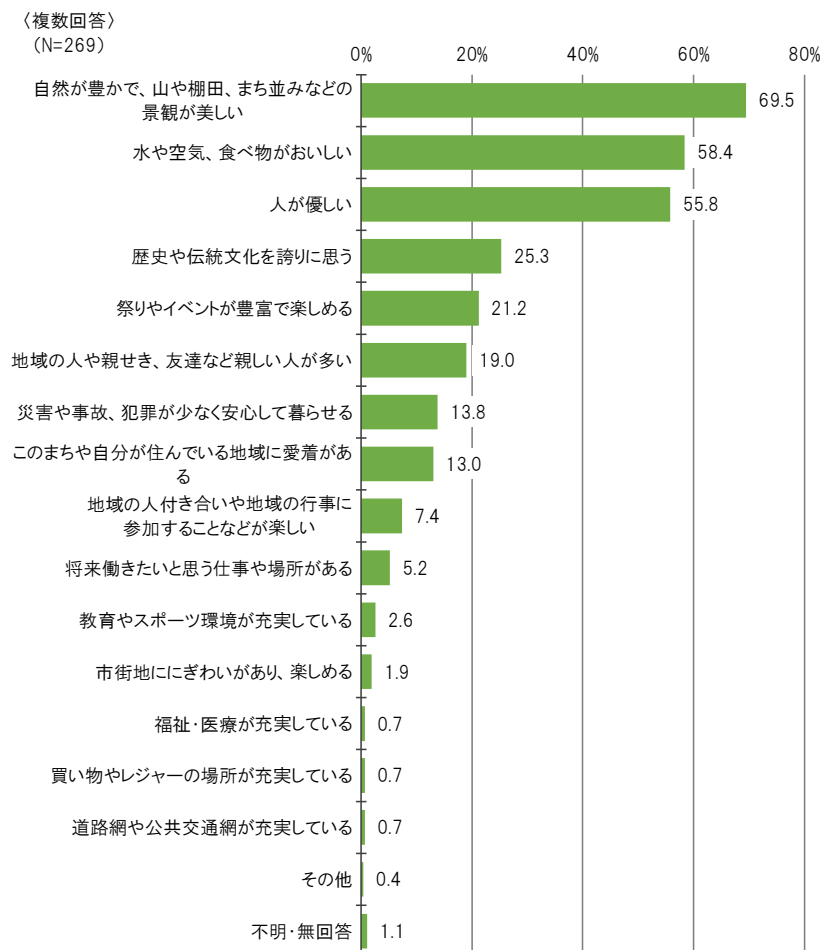
あなたは、高千穂町が好きですか。

高千穂町が好きかについては、「好き」が51.6%、「好きなのところもあれば、きれいなところもある」が46.2%、「きれい」が1.8%となっています。



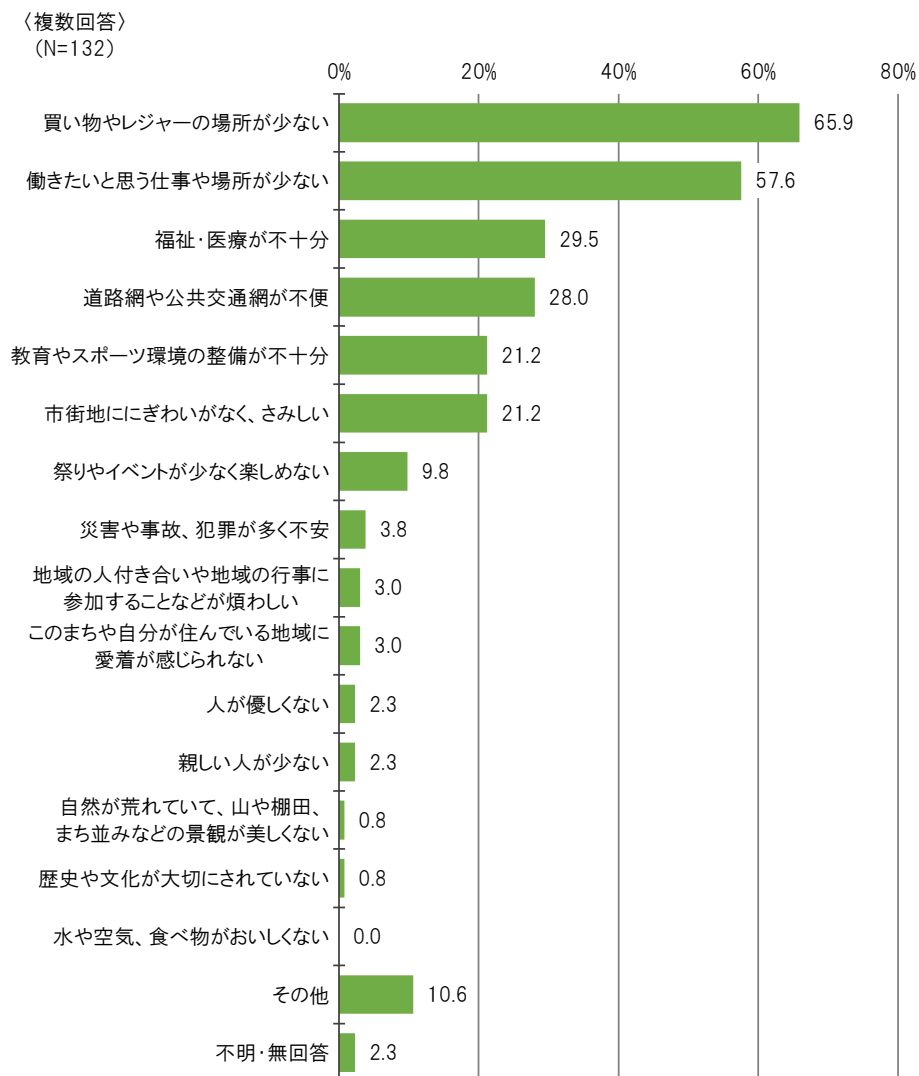
(高千穂町を) 好きな理由は何ですか。

高千穂町が好きな理由についてみると、「自然が豊かで、山や棚田、まち並みなどの景観が美しい」が69.5%と最も高く、次いで「水や空気、食べ物がおいしい」が58.4%、「人が優しい」が55.8%となっています。



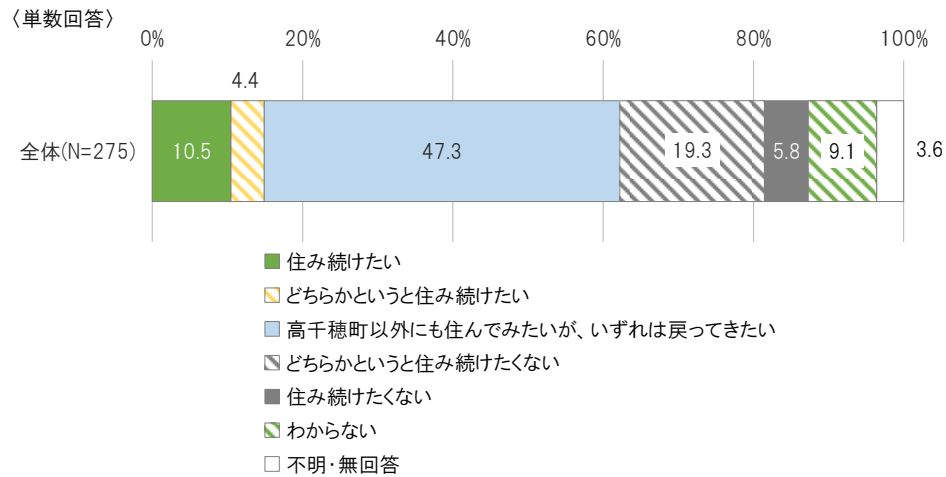
■ (高千穂町を) 好きではない理由は何ですか。

高千穂町が好きではない理由についてみると、「買い物やレジャーの場所が少ない」が65.9%と最も高く、次いで「働きたいと思う仕事や場所が少ない」が57.6%、「福祉・医療が不十分」が29.5%となっています。



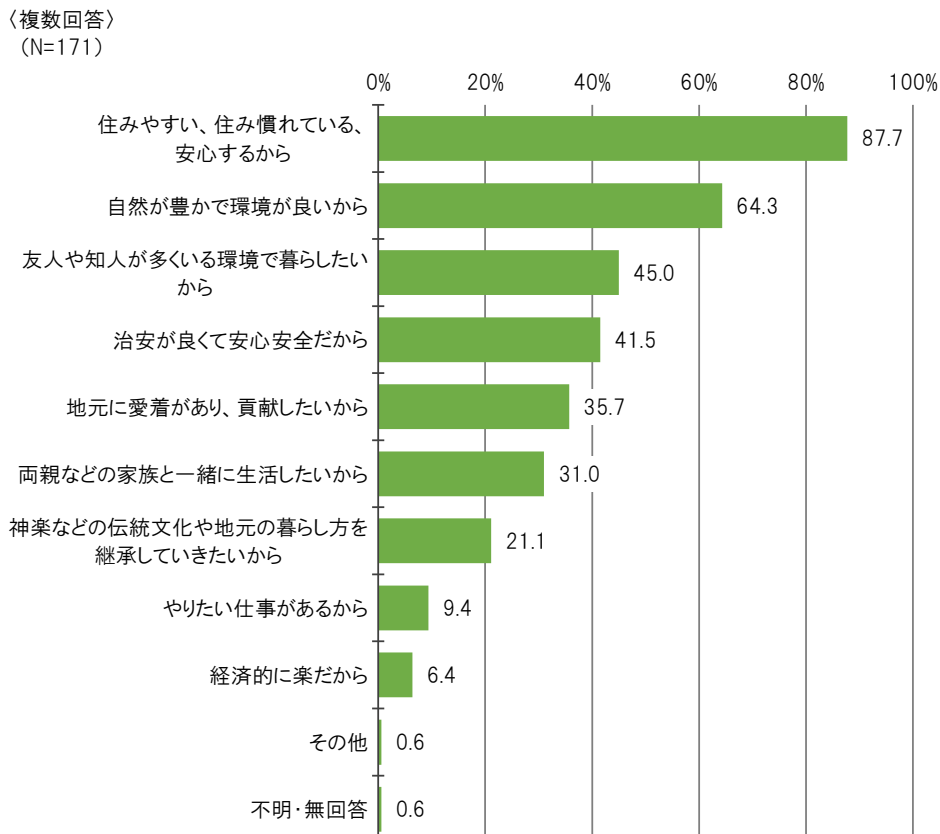
あなたは大人になっても高千穂町に住み続けたいですか。

今後の居住意向については、「高千穂町以外にも住んでみたいが、いずれは戻ってきたい」が47.3%と最も高く、次いで「どちらかというに住み続けたくない」が19.3%、「住み続けたい」が10.5%となっています。



高千穂町に住み続けたい、いずれは戻ってきたい理由は何ですか。

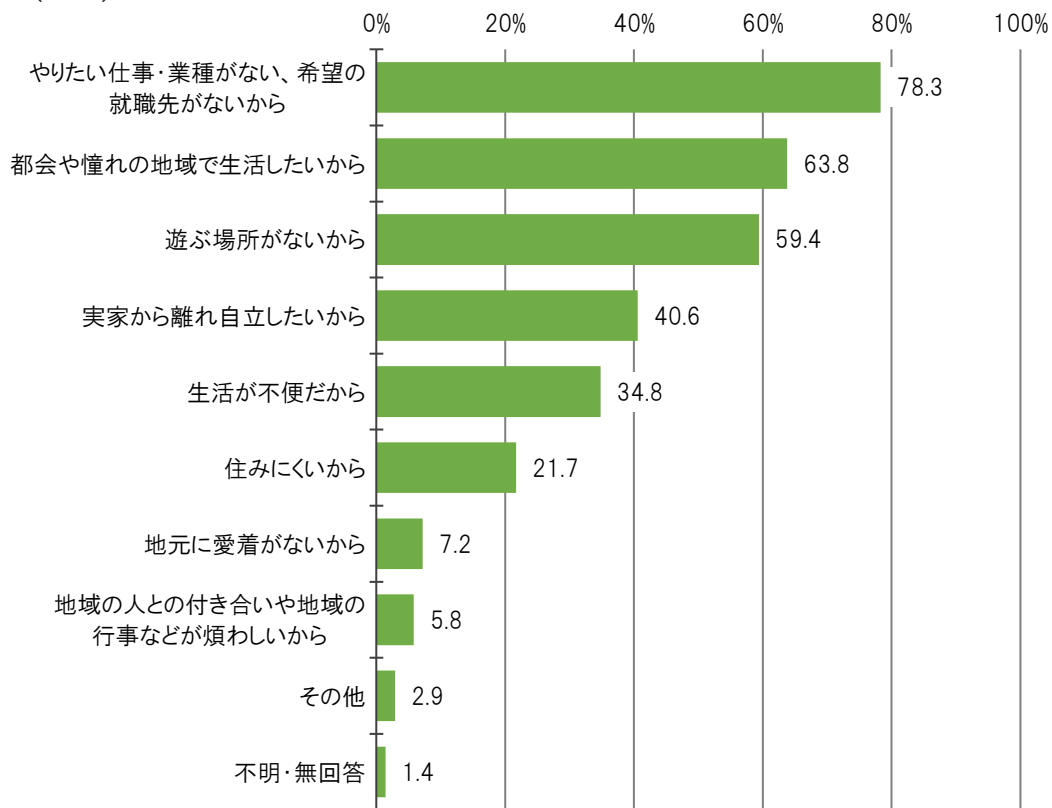
高千穂町に住み続けたい、いずれは戻ってきたい理由についてみると、「住みやすい、住み慣れている、安心するから」が87.7%と最も高く、次いで「自然が豊かで環境が良いから」が64.3%、「友人や知人が多くいる環境で暮らしたいから」が45.0%となっています。



高千穂町に住み続けたくない理由は何ですか。

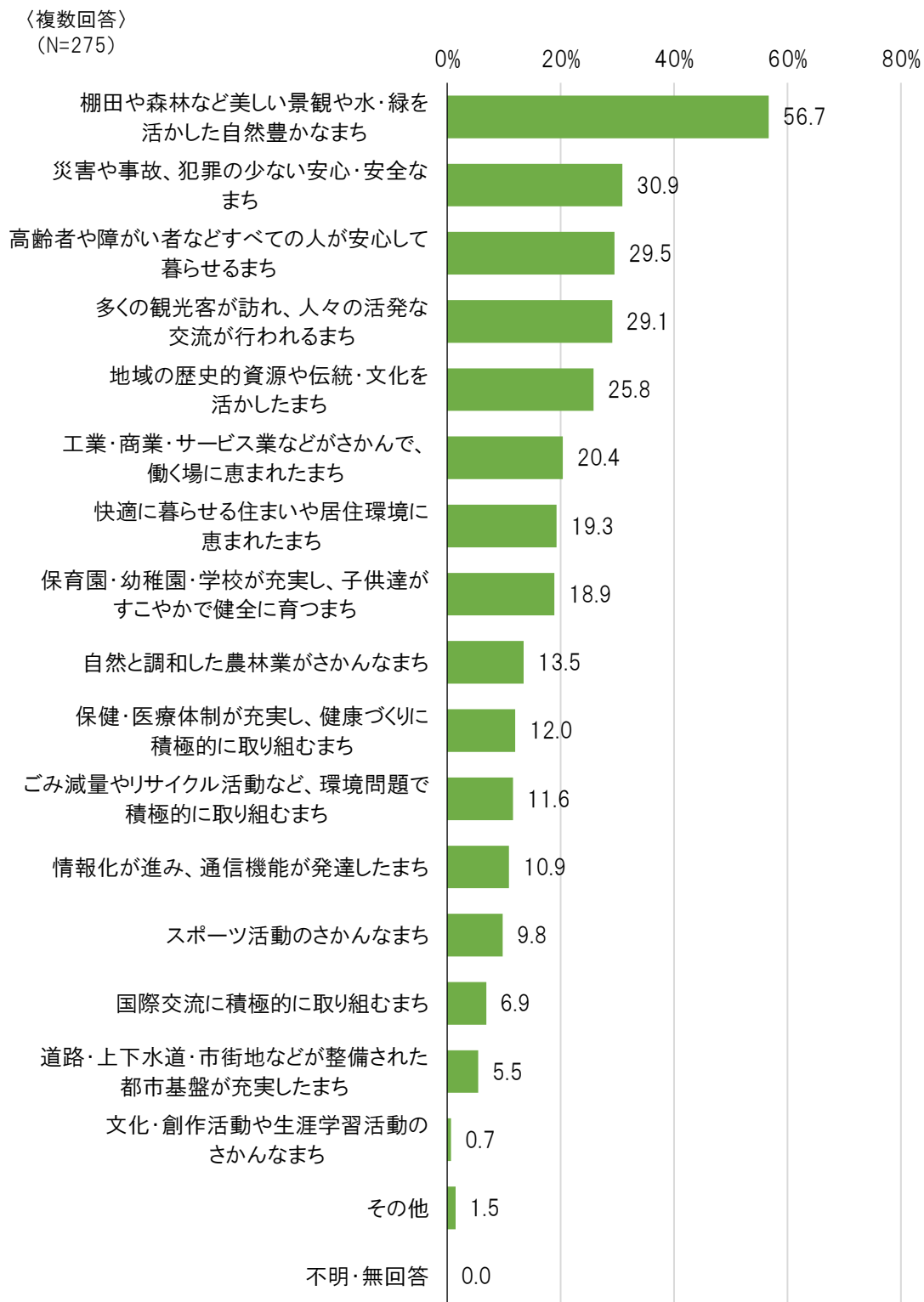
高千穂町に住み続けたくない理由についてみると、「やりたい仕事・業種がない、希望の就職先がないから」が78.3%と最も高く、次いで「都会や憧れの地域で生活したいから」が63.8%、「遊ぶ場所がないから」が59.4%となっています。

〈複数回答〉
(N=69)



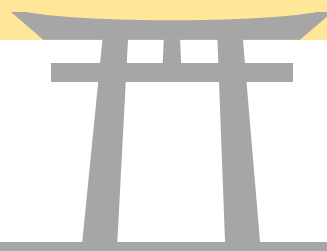
将来、高千穂町がどのようなまちであってほしいと思いますか。

将来、高千穂町に望むことについては、「棚田や森林など美しい景観や水・緑を活かした自然豊かなまち」が56.7%と最も高く、次いで「災害や事故、犯罪の少ない安心・安全なまち」が30.9%、「高齢者や障がい者などすべての人が安心して暮らせるまち」が29.5%となっています。



4

社会潮流



(1) 人口減少、少子高齢化の進行

日本の人口は本格的な減少局面に入ってきており、日本の人口は平成 20（2008）年をピークに減少局面に入り、令和 35（2053）年には1億人を下回ると推計されています。出生数は依然として減少し続けている一方、令和 7（2025）年には団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）に達することから、少子高齢化はさらに加速し、高齢者支援にかかる現役世代の負担の増大が危惧されています。

また、そうした人口減少・少子高齢化の問題は地方自治体においてより顕著にみられ、それに加えて若い世代が都市部へ流出するという悪循環により、地域の存続が危ぶまれる地方自治体も多くなっています。そういった課題の解決に向けて、全国の自治体で移住・定住促進や交流人口・関係人口の増加に向け、地域資源を活用しながらまちの魅力を向上し、発信する等の取組が進められています。

(2) 安全への意識の高まり

全国各地で台風や集中豪雨、大規模な地震等が発生しており、暮らしの安全の確保はまちづくりの大きな課題となっています。東日本大震災や熊本地震では役場・役所自体が被災し行政機能が維持できなかったことが課題としてあげられている他、近年九州では集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害が各地で発生しており、住民の命を守るための行政のあり方が問われています。

自治体はその役割として、災害に強いまちの整備を進めていくことが求められる他、地域においては住民の自主防災組織など、自助・互助・共助による災害対応の充実を図ることの重要性が再認識されています。

また、令和 2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染拡大の際には、未知の感染症に対する不安の中、感染拡大防止に伴う生活様式の急変や、経済活動の停滞に見舞われました。このような未曾有の事態に見舞われた際に、自治体は住民に対していかにスムーズな支援をすることができるか、正しい情報発信ができるか、といった点でそのあり方が問われています。

(3) 産業を取り巻く環境の変化

現在国では、IoT (Internet of Things) や AI、ビッグデータの活用により、すべての人とモノがサイバー空間を通してつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで課題や困難を克服する社会 (Society5.0) の実現を目指しています。また、Society5.0 の実現に向け、先進技術を活用して、ビジネスを始めとした社会全体を変革させることを目的とした、DX (デジタルトランスフォーメーション) が推進されています。

ロボットや自動運転などの技術革新が進展することで、産業構造の転換が図られ、生産年齢人口の減少による労働力不足を補うことができる可能性も考えられる他、様々な場面での利便性が向上し、仕事や生活のあり方が大きく変化することが予測されます。

また、テレビ会議システムやクラウドサービスなどの浸透により、働く場所を都市部に限定する必要性が薄くなってきたことから、地方へ働く場を移す人も多くなることが予想され、地方創生のさらなる推進が期待されます。

(4) 食料、農業及び農村を取り巻く状況の変化

少子高齢化・人口減少が本格化する中で、農業就業者数や農地面積が減少し続けており、生産基盤の脆弱化や、農業技術の喪失が危惧されています。また、中山間地域を中心に農村人口が減少し、農業生産のみならず地域コミュニティの維持が困難になることも懸念されています。

そういった現状を受け、新規就農を始めとした多様な担い手の確保が全国的に促進されています。農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価され、農業と他の仕事を組み合わせた働き方を取り入れる人が増えるなど、「田園回帰」による農村への人の流れも生まれつつあります。

同時に、ロボット・AI・IoT 等を活用した「スマート農業」の実現による生産基盤の強化が図られています。ドローンやデータ分析を活用し生産性を高める技術は、農業分野においても実用段階に入っており、それらの技術を活用した農作業の効率化や、農作物の高品質化が図られています。

(5) 子育て支援、学びの充実

国では保育の受け皿確保、多様なニーズに応える子育て支援の充実に向けた取組が進められています。また、令和元 (2019) 年には、幼児教育・保育の無償化が実施され、子育て家庭の経済的負担減を図りました。

学校教育では新学習指導要領 (平成 29 (2017) 年告示) において、「生きる力」を育むため「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力の育成」及び「学びに向かう力・人間性等」の育成を目指すことが示された他、令和元 (2019) 年には、児童・生徒一人一台の PC 端末環境を整備するという「GIGA スクール構想」が文部科学省から発表され、学校教育における ICT 環境整備が進められる方針となっています。

(6) 協働のまちづくりの必要性の高まり

近年、全国的な人口減少・少子高齢化に加え、地方から都市部への人口流出や核家族世帯の増加などといった要因から、地域社会のあり方が変容してきています。地方では高齢化率が高まり続ける一方、自治会加入率の低下、地域活動の担い手の減少等により地域コミュニティの活力が低下しており、地域での支え合いの関係が希薄化しています。

そのような現状から、見守り活動や近隣の助け合い等、地域のつながりの大切さが再認識されている他、地域経済を維持していくための仕組みづくりも欠かせない視点となっています。これからのまちづくりにおいては、行政はもちろん、住民や民間といった、地域を構成する様々な主体が協働し、地域社会を維持していくことが求められています。

(7) 持続可能な開発目標 (SDGs) の実現に向けた取組推進

平成 27 (2015) 年に国連において採択された持続可能な開発目標「SDGs (Sustainable Development Goals)」は、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための17の目標と169のターゲットを定め、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、社会経済や環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組む国際社会全体の普遍的な目標です。



SDGs の視点は自治体運営や企業経営においてもスタンダードとなってきており、持続可能な社会の実現に向けて、あらゆる主体が動いていくことが求められています。

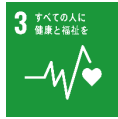
■SDGsにおける17のゴール

**1 貧困をなくそう**

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

**2 飢餓をゼロに**

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

**3 すべての人に健康と福祉を**

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

**4 質の高い教育をみんなに**

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

**5 ジェンダー平等を実現しよう**

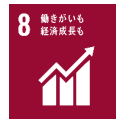
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

**6 安全な水とトイレを世界中に**

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

**7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに**

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

**8 働きがいも経済成長も**

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する

**9 産業と技術革新の基盤をつくろう**

強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る

**10 人や国の不平等をなくそう**

国内及び国家間の格差を是正する

**11 住み続けられるまちづくりを**

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする

**12 つくる責任 つかう責任**

持続可能な消費と生産のパターンを確保する

**13 気候変動に具体的な対策を**

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

**14 海の豊かさを守ろう**

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

**15 陸の豊かさを守ろう**

陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

**16 平和と公正をすべての人に**

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する


**17 パートナリーシップで目標を達成しよう**

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



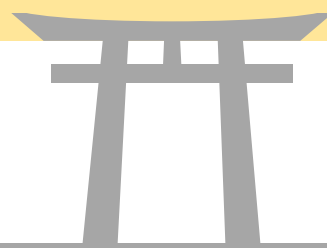
第一部 総論 第二章

基本構想

- 1 高千穂町の将来像
 - 2 基本目標
 - 3 施策の体系
- 

1

高千穂町の将来像



第6次高千穂町総合長期計画では、本町の将来像を次のように定めます。

世界に誇る地域資源を活かし
豊かでみんなが輝くまち 高千穂

～神々と自然と人とのつながりを次世代へ～

本町は、神話時代から続く歴史・文化や雄大な自然に代表される独自の風土・魅力に加え、大正9（1920）年に町制が施行されて以来、100年間にわたるまちづくりを積み重ねてきた実績を有しています。このような先人たちの自然と共生する暮らし方や、風土を活かした農林業形態などが、世界的な評価を得て、「世界農業遺産」の認定や「ユネスコエコパーク」の登録につながりました。それらは町民の誇りであると同時に、町内での様々な産業・活動を突き動かす活力の源泉となっています。

町制施行100年を迎え、本町は新たな歴史の一步を踏み出そうとしていますが、少子高齢化や産業の担い手の減少によるまちの活力低下は避けられない課題であり、行政と地域とが一丸となって、持続可能な社会を形成するための仕組みづくりに力を入れていく必要があります。

また、近年、大型化する台風や集中豪雨、大規模地震などによる自然災害の発生リスクの高まり、新型コロナウイルス感染症の拡大など、多くの人々が不安を抱えながら生活していますが、町民が常に安心・安全で快適に暮らせる環境を保持していく必要があります。

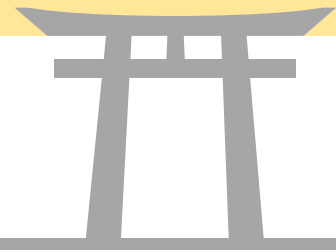
さらに、今後は、時代の変化にあわせ、IoTやAIなどの革新的技術や社会潮流に「高千穂らしさ」を融合させた新たな価値観を創造していくことで、町の魅力を高め、その魅力を起点に様々な人たちが集い・交わり、多様な主体が活躍できる仕組みづくりも必要です。

このような課題や、社会動向の変化に対応しながら、町民のニーズに沿った高千穂町の新しいまちづくりを進めるため、第6次高千穂町総合長期計画においては、町が目指す将来像を「**世界に誇る地域資源を活かし 豊かでみんなが輝くまち 高千穂 ～神々と自然と人とのつながりを次世代へ～**」と決めました。

本町の自然や伝統文化、風土など、世界に誇る地域資源を大切に受け継ぎながら、その魅力や特色を活かして産業振興や地域活性化、交流人口の創出などにつなげるとともに、本町の風土で培われた地域コミュニティを維持しながら、地域福祉の充実や町民の活躍の場の創出、防災対策や感染症予防などの健康危機管理対策を推進し、安心・安全で、町民一人ひとりが心豊かにいきいきと輝く持続可能なまちづくりを目指します。

2

基本目標



将来像の実現に向けて、次の5つの基本目標を定めます。

(1) 地域の資源を活かした活力のあるまちづくり



本町は、その地域特性や地域資源を活かした農林業・畜産業・観光業が代表的な産業となっており、それらは本町の活力や経済を支える基盤となっています。

また、本町の地域環境は「世界農業遺産」、「ユネスコエコパーク」にも認定・登録されており、世界的にも認められるブランドを獲得しています。

このような本町の持つ地域特性や地域資源の魅力・ブランド力を最大限に活用し、主要産業を始め、町全体の産業の活性化を図っていくことで、町全体の活力向上を行っていきます。

取組の柱	基本方針
1-1 農業の振興	(a) 将来的な農業の担い手を確保し、本町の継続的な農業の振興を図るため、農業の担い手対策を推進します。
	(b) 農家の所得向上や農作業の効率化を図るため、効率的・安定的な農業経営を推進します。
	(c) 農産物の高付加価値化による農業収益の向上、町内産業全体の振興を図るため、農産物の販売力の強化と6次産業化を推進します。
	(d) 農作物への被害防止と農家所得の安定を図るため、鳥獣被害対策の拡充に取り組みます。
	(e) 食育の推進や地元での消費拡大を図るため、地元産農産物の地産地消を推進します。
	(f) 農地が有する多面的な機能の維持や、災害に強く、効率的で生産性の高い農業経営につなげるため、優良農地の保全や農業生産基盤の整備を推進します。
1-2 畜産の振興	(a) 将来的な畜産業の担い手を確保し、本町の継続的な畜産業の振興を図るため、畜産業の担い手対策を推進します。
	(b) 畜産農家の所得向上や負担軽減、管内の飼養頭数の維持による高干穂家畜市場の安定維持を図るため、畜産物の生産支援体制の充実に努めます。
	(c) 伝染性疾病の発生予防や安心・安全な畜産物の供給を図るため、家畜防疫の強化を図ります。

取組の柱	基本方針	
1-3 林業の振興	(a)	将来的な林業の担い手を確保し、本町の継続的な林業の振興を図るため、林業の担い手育成を推進します。
	(b)	森林の多面的機能の維持と高品質な木材生産による林業所得の向上を図るため、適切な森林整備を推進します。
	(c)	木材の伐採や搬出作業の効率化、生産性の向上、生活道路や観光道路としての活用を図るため、林道や作業路の整備を促進します。
	(d)	造林木等への被害防止と林業所得の安定化を図るため、獣害対策の拡充に取り組みます。
	(e)	原木しいたけ生産者の所得向上のため、原木しいたけの生産性の向上を図ります。
	(f)	森林の持つ多面的機能を十分に発揮することができるよう、町有林の適正な整備を行います。
1-4 観光の振興	(a)	地域経済の活性化や地元観光関連事業所の収益向上のため、観光客の増加につながる観光資源の有効活用と魅力向上を図ります。
	(b)	多様な旅行形態に対応していくため、観光客の受け入れ体制の整備を促進します。
	(c)	国内外の幅広いターゲットの誘客を図るため、観光情報の効果的な情報発信を行います。
1-5 商工業の振興	(a)	事業所等の経営の継続・安定化を目指し、事業者への経営支援の拡充を図ります。
	(b)	中心市街地の賑わいづくりと集客力の向上による商店の収益向上を図るため、中心市街地の活性化を推進します。
1-6 雇用・労働環境の充実	(a)	就労希望者や新規起業者が就労・起業しやすい環境づくりを推進するため、就労支援の充実を図ります。
	(b)	町民の生活の安定や地域経済の発展を目指すとともに、企業誘致や新規起業により町内就業を促し、人口流出の抑制や移住・定住の促進を図るため、雇用の確保・拡大に努めます。
	(c)	仕事と生活の調和がとれた社会環境づくりを目指し、ワーク・ライフ・バランスの普及促進に努めます。
1-7 高千穂ブランドの総合的な推進	(a)	農林畜産業や観光業などの産業の振興を図るとともに、町民の郷土に対する誇りや愛着の醸成につなげるため、「世界農業遺産」・「ユネスコエコパーク」ブランドを有効的に活用します。
	(b)	農産物等の販売促進やふるさと納税額の増加を図るため、高千穂ブランドを広く発信します。

(2) 健やかに暮らせる支え合いのまちづくり



本町においても、少子高齢化の進行に伴い、医療・福祉への負担が増加する一方、医療・福祉現場の担い手不足や、地域での支え合いの機能が低下するなど、様々な課題がみられています。

町民誰もが自分らしく、健康で幸せな暮らしを送ることができるまちを実現するため、医療・福祉等の連携や充実を図る他、町民が互いに支え合う地域づくりを図ります。

取組の柱	基本方針
2-1 地域福祉の充実	(a) 町民同士の支え合いや、地域での自主的な活動を促進するとともに、地域福祉の核となるような人材の育成を図るため、町民の参加による地域福祉の推進に努めます。
	(b) 誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会環境づくりを目指し、福祉に関する相談支援体制の充実を図ります。
	(c) 町民が充実した福祉サービスが受けられるよう、福祉施設の整備を推進します。
2-2 高齢者福祉の充実	(a) 高齢者が必要とする支援を適切に受けることができる体制づくりを進めるため、地域包括ケアシステムを推進します。
	(b) 介護を必要とする高齢者やその家族への適切なサービスの提供、介護予防の推進、介護人材の育成を図るため、介護保険制度の適正な運営と介護サービスの充実に努めます。
	(c) 高齢者がいきいきと暮らすことができる地域づくりの形成を目指し、高齢者の健康づくりと安心・安全な生活環境づくりを推進します。
2-3 障がい者福祉の充実	(a) 障がいの有無に関わらず、共生できる地域社会の形成を目指し、障がい者のまちづくりへの参加を促進します。
	(b) 障がい者・障がい児やその家族が、適切なサービスのもと、安心して生活できる地域社会を目指し、障がい者・障がい児福祉サービスの充実に努めます。
2-4 児童福祉・子育て支援の充実	(a) 未就学児を持つ家庭の子育てを支援するため、幼児教育・保育の充実に努めます。
	(b) 子育てに対する不安の解消や経済的負担の軽減を図り、すべての子どもと家庭が幸せに暮らすことができるよう、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。
	(c) 地域が一体となり、子育てに参加する地域づくりを目指し、地域での子育て支援体制の充実や青少年の健全育成を推進します。

取組の柱	基本方針	
2-5 結婚・出産支援の 充実	(a)	結婚の希望を叶えるため、男女が出会う機会を創出する事業を展開します。
	(b)	妊娠や出産の希望を叶えるとともに、妊娠・出産・育児に対する不安を解消するため、安心して妊娠・出産できる支援体制の充実を図ります。
2-6 生活支援の充実	(a)	生活困窮者の健康や生活を維持するため、生活困窮者支援の充実を図ります。
	(b)	「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、自殺対策の推進を図ります。
2-7 社会保障の充実	(a)	国民健康保険の被保険者や後期高齢者が、安定して必要な給付が受けられるよう国民健康保険及び後期高齢者医療制度の適正な運営を行います。
	(b)	国民年金制度は、町民がより安心して老後生活を送るために欠かせない制度であるため、国民年金制度の適正な運用を行います。
2-8 健康づくりの推進	(a)	町民が生涯にわたって健康を維持することができるよう、各種健診・がん検診を推進します。
	(b)	町民の健康づくりへの関心を高めるため、習慣的な健康づくりの啓発を行います。
	(c)	感染症への感染リスクを減らすため、感染症予防・対策を強化します。
2-9 医療体制の充実	(a)	町民誰もが、身近に適切な医療を受けることができるよう地域医療の充実に努めます。
	(b)	安定して地域医療を提供できる体制を構築するため、医療人材の確保に努めます。
	(c)	今後の町立病院経営の安定化を図るため、西臼杵地域公立病院の経営統合の検討を進めます。



◆高千穂町立病院

(3) 豊かな人間性を育むまちづくり



社会の将来を担う子どもたちに、確かな学力や思いやりの心、生きる力を身に付けてもらうとともに、本町の文化・魅力について触れてもらうことで、郷土愛を育む教育を推進します。

また、本町で伝統的に受け継がれてきた歴史・文化や伝統芸能の保存と継承に努めるとともに、文化活動や社会教育等を通して、町民誰もが豊かな学び・体験をすることができるまちづくりを推進します。

取組の柱	基本方針
3-1 学校教育の充実	(a) 本町の児童・生徒の豊かな人間性や生きる力、確かな学力を育むため、学校教育の充実を図ります。
	(b) 本町の児童・生徒が、安全な学校施設での教育が受けられるよう、また、身近に高等教育が受けられるよう教育環境の充実を図ります。
	(c) 高度情報化社会や国際化などに対応できる児童・生徒を育成するため、新たな時代に対応する教育の推進を図ります。
3-2 社会教育の推進	(a) 町民誰もが、生涯にわたって自ら望む学びを続けることができるよう、生涯学習の充実を図ります。
	(b) 町民が身近に快適な環境で社会教育活動や生涯学習ができるよう、社会教育施設の充実を図ります。
	(c) 郷土への愛着や誇りを持ち、将来的に本町に貢献してもらえる人材を育成するため、郷土教育を推進します。
	(d) 町民一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、すべての町民の人権が尊重されるまちづくりを進めるため、人権意識の醸成に努めます。
3-3 スポーツ活動の振興	(a) スポーツを通して、町民同士の交流や健康づくりを促進するため、地域スポーツ活動の推進に努めます。
	(b) スポーツ活動の普及や競技力の向上を図るため、スポーツ活動を主導する人材の育成に努めます。
	(c) 町民が安全かつ快適にスポーツを楽しむことができるよう、社会体育施設の整備を進めます。
3-4 文化・芸術の振興	(a) 本町が有する有形・無形の文化財を後世に残すため、文化財の保存・継承を推進します。
	(b) 観光振興や、町民の郷土に対する誇りや愛着の醸成を図るため、歴史や文化財を活用したまちづくりを推進します。
	(c) 町民の文化・芸術への関心を高めるため、文化・芸術活動の振興を図ります。
	(d) 姉妹都市等の盟約を結んでいる都市や地域と、さらなる人的交流や経済交流を図るため、姉妹都市交流を推進します。

取組の柱	基本方針	
3-5 男女共同参画社会の実現	(a)	男女がともに活躍し、自己実現と社会への貢献を果たすことができる社会の実現を目指し、男女共同参画を推進します。
	(b)	地域や職場等において男女共同参画が積極的に推進されるよう、男女平等・男女共同参画の意識啓発に努めます。

(4) 安全かつ快適な暮らしやすいまちづくり



誰もが快適で、安心・安全に暮らすことができるよう、町の基盤整備を今後も進めていくとともに、町民のニーズに対応した、利用しやすいサービスの提供に努めます。

また、自然との共生の中で守られてきた、本町の豊かな自然環境をこれからも維持していくために、環境美化・廃棄物対策など自然保護に向けた取組を推進する他、自然環境や景観と調和した土地利用や都市計画を推進していきます。

取組の柱	基本方針	
4-1 効果的な土地利用・まちづくりの推進	(a)	自然的土地利用、都市的土地利用の調和を図るとともに、土地の用途を効果的に活用するため、計画的な土地利用を推進します。
	(b)	本町の自然や景観、歴史・文化資源と共存しつつ、快適かつ住みやすい生活を実現するため、高千穂の魅力を活かした都市計画を推進します。
	(c)	土地の正確な情報のもと、土地の適切管理や円滑な土地利用を推進するとともに、固定資産税の適正課税に資するため、地籍調査の推進を図ります。
4-2 道路・地域交通網の整備	(a)	交通アクセスの大幅な改善につながる高速道路の早期開通を目指し、官民一体となった取組の強化を図りながら、高速道路の整備充実を促進します。
	(b)	町民生活のさらなる利便性と安全性の向上を図るため、国・県道及び町道等の整備充実を促進します。
	(c)	町内外とのアクセス向上を図るとともに、町民が利用しやすい交通手段を確保するため、地域交通網の整備や利用しやすいコミュニティバスの運行に努めます。
4-3 移住・定住及び住宅政策の推進	(a)	誰もが安心して暮らすことができる住環境を整備するため、適切な町営住宅の維持・管理に努めます。
	(b)	本町が移住・定住先として選ばれるための、移住・定住施策を推進します。
	(c)	安全面に問題がある空き家の適正管理や、空き家の有効活用を図るため、空き家対策を推進します。

取組の柱	基本方針	
4-4 上水道・下水道の 整備	(a)	安全・安心な水道水の安定的な提供を継続させるため、上水道の整備充実に努めます。
	(b)	町民の衛生環境や生活環境を継続して保全していくため、下水道の整備充実に努めます。
4-5 自然環境の保護	(a)	再生可能エネルギーの活用を進め、地球温暖化対策や脱炭素社会の構築を目指し、自然保護・環境問題対策の推進を図ります。
	(b)	生活環境や自然環境の保全を図るとともに、環境美化と循環型社会の構築を目指し、生活排水・し尿及び廃棄物の適正な処理を推進します。
4-6 交通安全対策の 強化	(a)	町民の交通安全意識の向上と交通事故防止を図るため、交通安全指導や交通安全啓発、交通環境の整備を推進します。
4-7 防犯対策・消費者 保護の強化	(a)	町民が安心・安全に生活できる地域づくりを目指し、地域防犯体制の強化や消費者保護の強化に努めます。
4-8 消防・救急体制の 強化	(a)	町民の生命と財産を守ることができる安心・安全なまちづくりを進めるため、消防体制や救急体制の充実に努めます。
4-9 防災体制の強化	(a)	町全体の防災意識の向上と、災害時に迅速かつ適切な行動ができる体制づくりを目指し、防災体制の整備に努めます。
	(b)	災害を未然に防ぐ治山・治水対策の推進を図るとともに、迅速かつ適切な災害情報伝達手段の整備を図るため、防災基盤の整備に努めます。
4-10 情報化の推進	(a)	町内における快適な通信環境を維持していくため、通信環境の整備と活用を図ります。
	(b)	町民の誰もがICTの利便性を実感し、活用できる環境づくりを目指し、ICT技術の活用を推進します。



◆ドクターヘリ訓練

(5) 町民と行政の協働による持続可能なまちづくり



少子高齢化の急速な進行により、地方の財政はますます厳しくなることが予想されます。効率的かつ効果的な財政運営を進めるとともに、町民が利用しやすく、開かれた行政運営・サービス提供を進めます。

また、今後のまちづくりにおいては、行政が主導してまちづくりを行うだけでなく、町民の参画が不可欠です。多様な主体が参画し、協働する仕組みづくりを行うことで、まちを長きにわたって持続させることができるまちづくりを目指します。

取組の柱	基本方針	
5-1 健全な財政運営 の推進	(a)	本町財政の健全化に努め、効率的な財政運営を推進します。
	(b)	町民のニーズの高い事業や行政課題に対応できるよう、安定的な財源の確保に努めます。
5-2 効率的な行政運 営の推進	(a)	新たな行政課題や町民のニーズに的確に対応するため、効率的な行政運営を推進します。
	(b)	複雑化・多様化する行政需要や、高い専門性を求められる業務に対応できるよう職員の人材の育成に努めます。
	(c)	町民が利便性の高い行政サービスを受けられるよう、業務の効率化や町民サービスの向上を図ります。
5-3 コミュニティ活 動の推進	(a)	町民や町内の事業所・各種団体などの様々な主体が協働し、ともに支え合いながら活動していけるような地域づくりを目指し、コミュニティ活動の充実を図ります。
	(b)	公民館単位での活発な活動や、夜神楽など地域に根づいた伝統文化や伝統行事を継承していくため、公民館活動の充実を図ります。
5-4 広報・広聴の充実	(a)	町民が行政情報を知る機会や、町民の意見や要望を聴く機会を多く設けられるよう、情報公開や広聴体制の推進に努めます。
	(b)	町民が広く的確な行政情報を取得できるよう、また、観光客などが知りたい情報をわかりやすく取得できるよう、広報紙やホームページ、多様な情報提供の充実を図ります。

3

施策の体系



世界に誇る地域資源を活かし豊かでみんなが輝くまち 高千穂
 ～神々と自然と人とのつながりを次世代へ～

高千穂町まち・ひと・しごと
 創生総合戦略
 (重点プロジェクト)

総合長期計画
 基本計画

基本目標	取組の柱
1. 地域の資源を活かした 活力のあるまちづくり	1-1 農業の振興
	1-2 畜産の振興
	1-3 林業の振興
	1-4 観光の振興
	1-5 商工業の振興
	1-6 雇用・労働環境の充実
	1-7 高千穂ブランドの総合的な推進
2. 健やかに暮らせる 支え合いのまちづくり	2-1 地域福祉の充実
	2-2 高齢者福祉の充実
	2-3 障がい者福祉の充実
	2-4 児童福祉・子育て支援の充実
	2-5 結婚・出産支援の充実
	2-6 生活支援の充実
	2-7 社会保障の充実
	2-8 健康づくりの推進
	2-9 医療体制の充実
3. 豊かな人間性を 育むまちづくり	3-1 学校教育の充実
	3-2 社会教育の推進
	3-3 スポーツ活動の振興
	3-4 文化・芸術の振興
	3-5 男女共同参画社会の実現
4. 安全かつ快適な 暮らしやすいまちづくり	4-1 効果的な土地利用・まちづくりの推進
	4-2 道路・地域交通網の整備
	4-3 移住・定住及び住宅政策の推進
	4-4 上水道・下水道の整備
	4-5 自然環境の保護
	4-6 交通安全対策の強化
	4-7 防犯対策・消費者保護の強化
	4-8 消防・救急体制の強化
	4-9 防災体制の強化
	4-10 情報化の推進
5. 町民と行政の協働による 持続可能なまちづくり	5-1 健全な財政運営の推進
	5-2 効率的な行政運営の推進
	5-3 コミュニティ活動の推進
	5-4 広報・広聴の充実

